

平成21年度
観光の状況（案）

平成22年度
観光施策（案）

要 旨

目 次

[平成 2 1 年度観光の状況]

第 I 部 観光政策の新たな展開

第 1 章 政府を挙げた観光政策の推進 1

第 2 章 観光立国の実現に向けた国際的な旅行行動の把握と分析 2

第 II 部 平成 2 1 年度の観光の状況及び施策

第 1 章 観光の現状 1 8

第 2 章 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成 2 5

第 3 章 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成 2 5

第 4 章 国際観光の振興 2 6

第 5 章 観光旅行の促進のための環境の整備 2 9

[平成 2 2 年度観光施策]

第 1 章 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成 3 2

第 2 章 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成 3 2

第 3 章 国際観光の振興 3 3

第 4 章 観光旅行の促進のための環境の整備 3 4

観光立国推進基本法（平成 1 8 年 1 2 月 2 0 日法律第 1 1 7 号）（抄）

（年次報告等）

第 8 条 政府は、毎年、国会に、観光の状況及び政府が観光立国の実現に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、交通政策審議会の意見を聴いて、前項の報告に係る観光の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

平成21年度観光の状況

第I部 観光政策の新たな展開

第1章 政府を挙げた観光政策の推進

第1節 成長分野としての観光行政

平成18年12月の「観光立国推進基本法」の成立、平成19年6月の「観光立国推進基本計画」の閣議決定等、「観光立国の実現」が21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な国家的課題とされているところ、観光立国推進基本計画の目標を達成し、観光立国を実現するためには、関係省庁との連携・調整を強化して、政府を挙げて、総合的かつ計画的に観光立国の実現に向けた施策を推進する必要がある。そこで、機能的かつ効果的な業務の遂行を可能とする体制を整備するとともに、観光行政の責任を有する組織を明確化するため、平成20年10月1日に国土交通省の外局として、「観光庁」が発足した。

平成21年10月から、各分野の有識者で構成する「国土交通省成長戦略会議」が開催され、観光立国の実現を含む国土交通行政に係る我が国の成長戦略について議論されている。

また、平成21年12月に閣議決定した政府の「新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本～」において、観光立国の推進は6つの成長戦略分野の1つとして位置づけられたところである。さらに、観光は財政支出に頼らない経済成長を実現するものであるという認識の下、国を挙げて観光立国の実現に取り組むため、国土交通大臣を本部長とし、全府省の副大臣等で構成する「観光立国推進本部」を同月に立ち上げた。本部の下には、中国訪日観光査証の問題を含む外客誘致に係る課題の解決に向けた調整を行う「外客誘致ワーキングチーム」、エコツーリズム、グリーン・ツーリズム、文化観光、産業観光、スポーツ観光、医療観光等多様な観光メニューについて総合的な振興策の検討を行う「観光連携コンソーシアム」、需要の平準化を通じた旅行コストの低減や観光産業の生産性の向上・雇用の安定化等様々な効果をもたらす休暇取得の分散化について検討・調整を行う「休暇分散化ワーキングチーム」という3つのワーキングチームを設置し、関係省庁間で検討を進めている。

第2節 観光立国推進基本計画とその推進

観光立国の実現を21世紀の我が国の経済社会の発展に不可欠な課題と位置づけた「観光立国推進基本法」が平成19年1月に施行されるとともに、同法に基づき、観光立国の実現に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのマスタープランである「観光立国推進基本計画」が平成19年6月に閣議決定されている。同計画では、観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針や、1)訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にする、2)日本人の海外旅行者数を平成22年までに2,000万人にする、3)国内における観光旅行消費額を平成22年度までに30兆円にする、4)日本人の国内観光旅行による一人当たりの宿泊数を平成22年度までに年間4泊にする、5)我が国における国際会議の開催件数を平成23年までに5割以上増やす、などの目標を掲げるとともに、その達成のために必要な施策等を定めている。

今後、観光庁を中心に政府一丸となって、観光立国の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

▼「観光立国推進基本計画」における観光立国実現のための5つの目標

観光立国推進基本法に基づき、平成19年6月29日、「観光立国推進基本計画」が閣議決定されました。基本計画においては、観光立国の実現のため、5つの基本的な目標を定めています。

- ・計画期間 5年間
- ・毎年度点検を行うとともに、おおむね3年後を目途に見直し等

訪日外国人旅行者数

平成22年までに1,000万人にし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にする



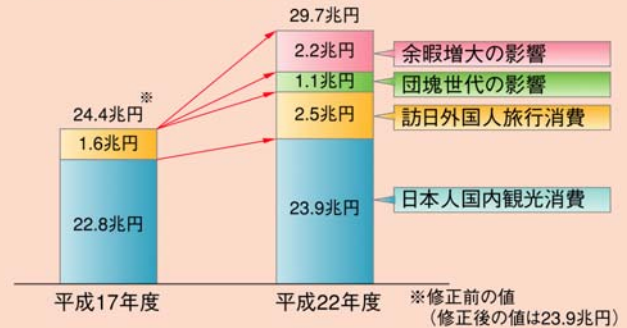
日本人の海外旅行者数

平成22年までに2,000万人にする



国内における観光旅行消費額

平成22年度までに30兆円にする



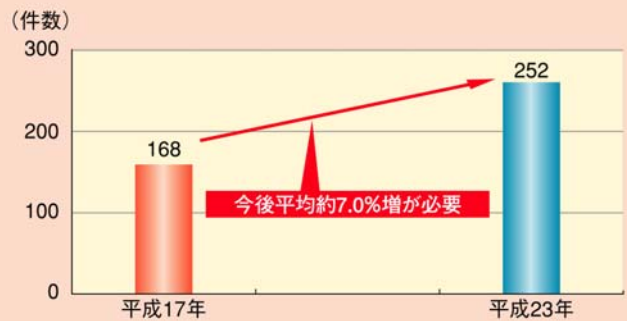
日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数

平成22年度までに年間4泊にする



我が国における国際会議の開催件数

平成23年までに5割以上増やす



第2章 観光立国の実現に向けた国際的な旅行行動の把握と分析

本章では、諸外国の旅行環境について我が国と比較を行い、観光の現状を俯瞰的に把握することにより、課題の分析、戦略的な取組の方向性の検証を実施する。

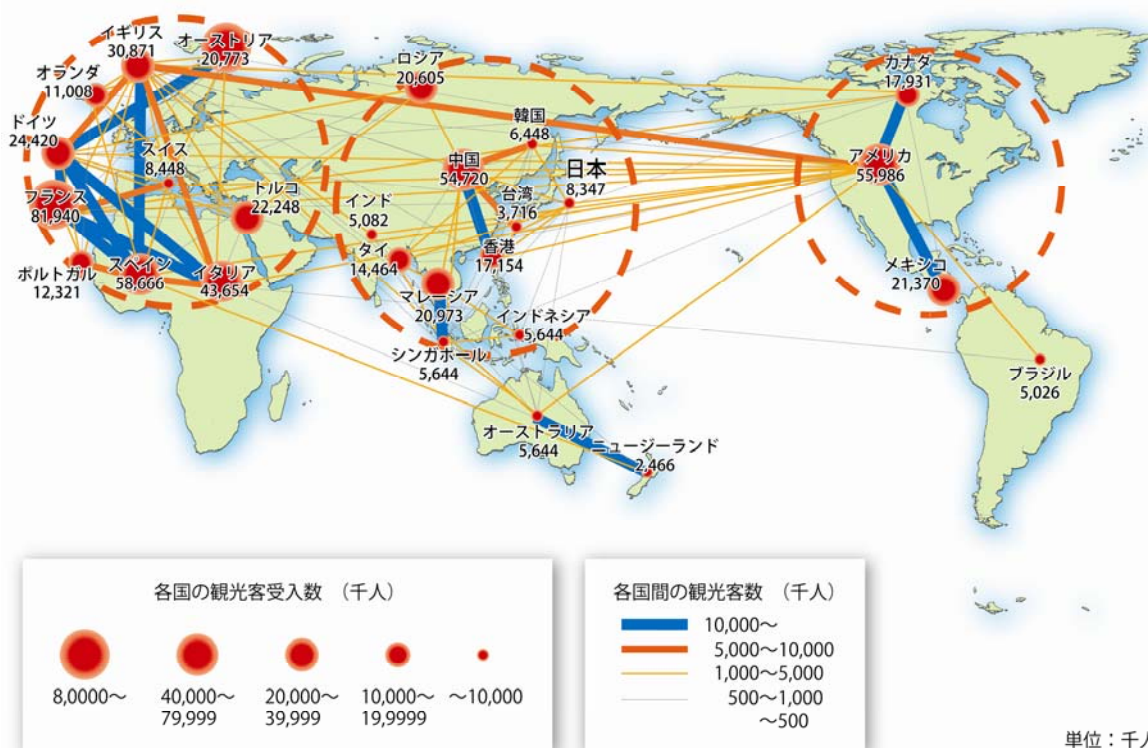
1 世界の観光旅行の現状

(1) 世界の観光客受入れ数の推移

21世紀に入り、世界の観光を取り巻く環境は、同時多発テロ（平成13年）、重症急性呼吸器症候群（SARS）（平成15年）・新型インフルエンザの発生（平成21年）、そして世界的な金融危機（平成20年）など、大きなマイナス要因となる事件が発生してきたが、観光客数は増加を続けている。世界観光機関（UNWTO）の速報値（平成21年発表）によると、平成20年は国際観光客の受入れ数が9億2,200万人と前年を上回り、過去最高を記録した。

世界の国別の外国人観光客の受入れ状況を見ると、受入れの上位5か国は、フランス、スペイン、アメリカ、中国、イタリアとなっているが、各国とも近隣の国・地域からの受入れが多い。

外国人観光客受入れ数の現状（平成20年）



(注) 世界観光機関（UNWTO）「World Tourism Highlight 2009」「Tourism Market Trends」より観光庁作成。

(2) 主要国における観光の現状

アジア、EU、アメリカの主要国における観光の現状について比較を行うため、国別の人口、GDP等の基本情報、観光旅行の実施状況や旅行環境に大きな影響を与える休暇関係データについて取りまとめた。

調査対象国：日本、韓国、フランス、英国、ドイツ、オーストラリア、アメリカ、中国（参考）

(注) 中国は統計情報の収集が完全ではないため、参考とした。

① 国内宿泊旅行の回数

我が国における平成20年の国内宿泊旅行（ビジネス旅行を含む）の回数は2.8回であり、国内旅行の統計がない中国を除く7か国中、4番目となっている。

② 国内旅行における宿泊数

我が国における平成20年の国内旅行1回当たりの宿泊数は2.0泊であり、統計がない中国を除くと最も少ない。

③ 延べ国内旅行宿泊数

②を基に、国内旅行における1人当たり延べ宿泊数を見ると、我が国の延べ宿泊数は、5.6泊と最も少ない状況である。

④ 海外旅行の回数

我が国における海外旅行の回数は0.13回であり、中国（0.03回）に次いでに少ない。

⑤ 観光GDPの比較

我が国における観光GDPは903億ドル（平成20年）で、アメリカ（3,700億ドル）に次いで大きいですが、GDP全体に占める観光GDPのシェアは1.9%となっており、韓国（1.5%）の次に低い状況である。

⑥ 休暇の比較

欧州各国は年間労働時間が少なく、有給休暇日数は多い。我が国における年間労働時間（1,785時間）、有給休暇付与日数（実質平均18日）はアメリカとほぼ同水準である。

主要国における観光の現状（平成 20 年）

	日本	韓国	フランス	英国	ドイツ	アメリカ	オーストラリア	中国	
基本情報	1.面積	37万7,946k㎡	9万9,678k㎡	63万2,834k㎡	24万2,514k㎡	35万7,104k㎡	982万6,675k㎡	960万k㎡	
	2.人口 (平成21年)	1億2,740万人	4,861万人	6,184万人	6,141万人	8,277万人	3億360万人	13億3,631万人	
	3.首都	東京	ソウル	パリ	ロンドン	ベルリン	ワシントンD.C.	キャンベラ	北京市
	4.言語	日本語	韓国語	フランス語	英語	ドイツ語	英語	英語	中国語
	5.宗教	仏教、神道	仏教、プロテスタント、カトリックなど	カトリック	英国・国教会	カトリック、プロテスタント、ユダヤ教	プロテスタント諸派、ローマカトリック教会、ユダヤ教、その他、無宗教	キリスト教、その他仏教、イスラム教、ヒンズー教、ユダヤ教、無宗教	仏教、イスラム教、キリスト教など
	6.名目GDP	4兆9,107億\$	9,287億\$	2兆8,566億\$	2兆6,620億\$	3兆6,559億\$	14兆4,414億\$	8,850億\$	4兆3,270億\$
	7.一人あたり	38,457\$	19,136\$	46,037\$	43,734\$	44,729\$	47,440\$	46,824\$	3,259\$
旅行行動関連	8.旅行回数(国内宿泊)	2.8回	2.2回	3.4回	1.9回	2.2回	3.2回(平成18年)	3.4回	-
	9.1回当たり泊数(国内宿泊)	2.0泊/回	2.7泊/回	5.8泊/回	3.2泊/回	3.4泊/回	4.4泊/回(平成17年)	3.9泊/回	-
	10.延べ国内宿泊数	5.6泊	5.9泊	19.7泊	6.1泊	7.5泊	14.1泊	13.3泊	-
	11.旅行回数(海外)	0.13回	0.25回	0.39回	1.12回	1.04回	0.21回	0.28回	0.03回
	12.1回当たり消費(国内宿泊)	534\$ /回	109\$ /回	500\$ /回(平成19年)	329\$ /回	292\$ /回	591\$ /回(平成17年)	531\$ /回	-
	13.観光GDP GDPシェア	903億\$ 1.9%	120億\$(平成21年) 1.5%	796億\$(平成17年) 3.7%	539億\$(平成15年) 3.4%	730億\$(平成21年) 2.1%	3,700億\$(平成19年) 2.7%	341億\$ 3.6%	544億\$(平成14年) 4.2%
	14.祝日数	15日	14日	13日	8日	9日	10日	法定20日	11日
休暇関連	15.有給休暇 付与日数(18日)	法定10~20日	法定15~25日	法定25日	法定28日	法定20日	平均約16.9日取得	法定20日	法定5~15日
	16.年間労働時間(07年)	1,785時間	2,316時間	1,533時間	1,670時間	1,433時間	1,794時間	1,722時間	-

(注)

- 1 (独) 国際観光振興機構 (JNTO) 「国際観光白書 2009」、国際労働機関 (ILO) 「Travail legal database 2009」、(独) 日本貿易振興機構 (JETRO) 「国・地域別情報」、各国旅行統計等に基づき観光庁作成。
- 2 平成 20 年 (2008 年) のデータがないものは、収集できる最新のデータとした。
- 3 国内宿泊旅行については、帰省、ビジネス旅行を含む。各国のデータ出典は以下のとおり。

日本	2008 年度 旅行・観光消費動向調査
韓国	2008 国民旅行実態調査
フランス	Memento du Tourisme 2008, Memento du Tourisme 2009, Les chiffres clés du tourisme 2008
英国	UK Tourist Statistics 2008
ドイツ	Statistischen Jahrbuch 2009
アメリカ	U. S. Census Bureau, Statistical Abstract of the United States 2009, 2010
オーストラリア	NVS December 2008
中国	China Statistical Yearbook 2009

2 日本・フランス・韓国における観光旅行の動向

(1) 分析対象国の設定

1 (2) で見たように、各国において観光旅行に関する動向が大きく異なることを踏まえ、我が国及びフランス、韓国の3か国を対象に、「平成21年度 旅行環境に関する国際比較調査^{※1}」等に基づき、観光旅行の状況を詳細に把握するとともに、観光旅行に影響を与える要因、我が国が取り組むべき課題について分析を行った。

※1 国土交通省観光庁「平成21年度 旅行環境に関する国際比較調査」の概要

調査実施時期 : 平成22年3月

調査方法 : インターネット調査(パネル調査)

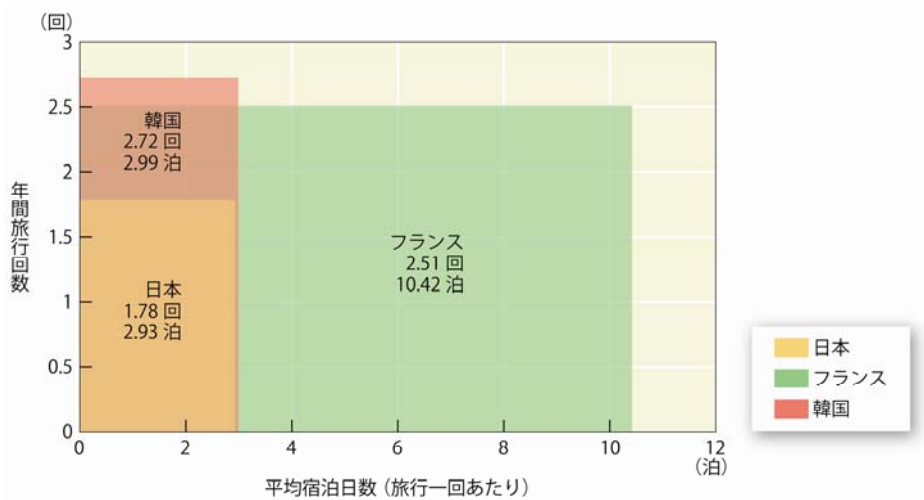
調査対象 : 日本、フランス、韓国の3カ国において、それぞれ1,000名(合計3,000名、人口比率割付)を対象に調査を実施。本調査における宿泊旅行とは、観光目的の宿泊を伴う旅行を対象とし、ビジネス目的での旅行や日帰り旅行を除く。

(2) 観光旅行の実施状況

① 年間旅行回数・宿泊数

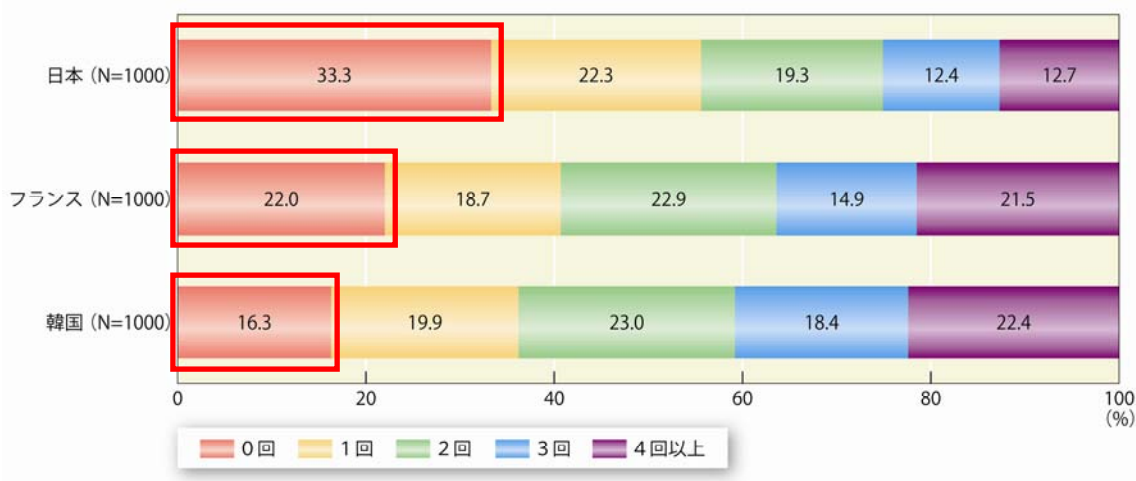
平成21年の年間宿泊旅行回数について見ると、日本は1.78回であり、フランス(2.51回)、韓国(2.72回)に比べ低い水準にある。また、1回当たり宿泊数について見ると、日本は2.93泊、フランス(10.42泊)、韓国(2.99泊)よりも少ない状況である。年間旅行回数の内訳を見ると、日本では1年間に宿泊旅行に一回も行っていない層が33.3%を占めており、フランス(22.0%)に比べて1.5倍、韓国(16.3%)に比べて2倍多くなっている。

年間旅行回数・宿泊日数の比較



- (注) 1 観光庁「平成21年度 旅行環境に関する国際調査」による。
2 平均宿泊日数は、2009年に実施した旅行のうち、泊数が長かったもの上位3回分の平均。

宿泊観光旅行の回数



(注) 観光庁「平成 21 年度 旅行環境に関する国際比較調査」による。

② 観光消費額等

1) 観光消費額

我が国の国内宿泊旅行の 1 回当たりの消費額は 55,186 円で、フランスの 55,297 円と同じレベルだが、1 泊当たりで見ると、フランスの 2 倍以上の 27,593 円となっている。

国内宿泊旅行 1 回・1 泊当たり消費額

	日本 (2008 年)	フランス (2007 年)	韓国 (2008 年)
1 回・1 泊当たり消費額			
1 回当たり消費額 (円)	55,186	55,297	11,266
宿泊日数 (日)	2.0	4.9	2.7
1 泊当たり消費額 (円)	27,593	11,285	4,173

(注)

下記資料をもとに観光庁作成。

日本：観光庁「2008 年度 旅行・観光消費動向調査」

フランス：「Memento du Tourisme 2008」

韓国：「2008 国民旅行実態調査」

2) 宿泊施設、交通機関の利用状況

国内宿泊旅行における宿泊施設の利用の内訳を見ると、日本はホテル（44.3%）、旅館（28.3%）といった有料宿泊施設の利用が多いのに対し、フランス、韓国では実家や知人宅の利用が過半数に達している。また、交通機関については、日本は鉄道・新幹線、飛行機といった公共交通機関の利用が多い一方で、自家用車の利用はフランス（82.0%）・韓国（70.2%）の半分にとどまっている。これらのことは、日本の観光消費額を、フランス、韓国に比べて大きくしている要因の一つであると考えられる。

国内宿泊旅行の利用宿泊施設種類別内訳

宿泊施設別内訳	日本	フランス	韓国
ホテル	44.3%	10.4%	3.5%
旅館	28.3%	-	-
ペンション・民宿・貸別荘	4.1%	10.3%	31.3%
キャンプ場	1.3%	4.7%	2.2%
実家や知人宅	22.4%	58.5%	55.3%
別荘・リゾートマンション	1.3%	10.5%	-
その他	10.0%	5.7%	-

(注)

・日本、フランス、韓国とも 2008 年の値。

下記資料を基に観光庁作成。

日本：観光庁「2008 年度 旅行・観光消費動向調査」

フランス：「Memento du Tourisme 2009」

韓国：「2008 国民旅行実態調査」

国内宿泊旅行の交通機関別内訳

交通手段	日本	フランス	韓国
自家用車	34.2%	82.0%	70.2%
鉄道(新幹線除く)	11.1%	13.5%	4.2%
新幹線	16.3%	-	3.6%
高速バス・路線バス	2.9%	1.2%	12.4%
飛行機	12.5%	1.4%	3.4%
貸切バス	7.4%	-	3.8%
その他	3.9%	1.8%	-

(注)

・日本、フランス、韓国とも 2008 年の値。

下記資料を基に観光庁作成。

日本：観光庁「2008 年度 旅行・観光消費動向調査」

フランス：「Memento du Tourisme 2009」

韓国：「2008 国民旅行実態調査」

③ 休暇取得の現状

平成 21 年の年次有給休暇の取得状況は、日本（8.27 日）と韓国（8.93 日）はほぼ同じである。一方で、年次有給休暇の連続取得の義務付け等が行われているフランスにおいては、年次有給休暇の取得日数は 34.95 日と非常に多くなっている。また、旅行のために取得した、土日・祝日を含んだ休暇日数について見ると、最も長い休暇はフランス（15.73 日）が最も多く、日本は 9.05 日、韓国は日本の半分程度の 4.36 日となっている。休暇日数と宿泊旅行の宿泊数の関係を見ると、日本は休暇日数に関わらず、宿泊数は 2~3 泊程度となっているが、フランス・韓国においては休暇日数の多くを旅行に使っていることが分かる。

休暇の取得状況

	日本 (n=925)	フランス (n=878)	韓国 (n=791)
年次有給休暇の取得日数	8.27	34.95	8.93
最も長い休暇	休暇日数	15.73	4.36
	宿泊数	14.62	3.46
2番目に長い休暇	休暇日数	8.32	3.36
	宿泊数	7.38	2.78
3番目に長い休暇	休暇日数	7.09	3.14
	宿泊数	6.38	2.36

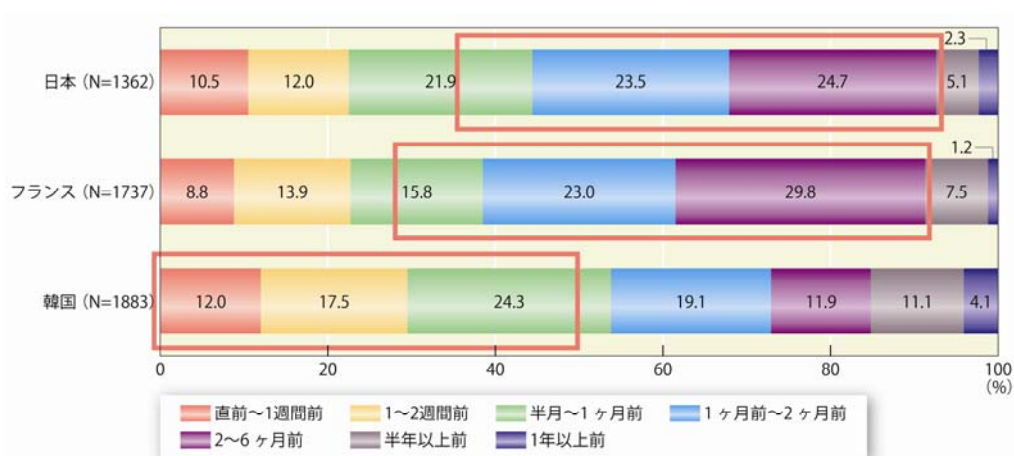
(注)

- 観光庁「平成21年度 旅行環境に関する国際比較調査」による。
- 年次有給休暇取得日数には、土日・祝日は含まない。
- 休暇日数は、宿泊旅行に行った際の休暇のうち、日数が長いもの上位3回分（土日・祝日を含む。）である。

④ 宿泊旅行の計画時期・訪問先

宿泊旅行を計画する時期について見ると、韓国は直前～1か月以内に計画する割合が約5割を占める。一方、日本、フランスは、1か月以上前に計画する割合が6割程度と多くっており、宿泊旅行の計画を比較的早めに立てる傾向が見られる。

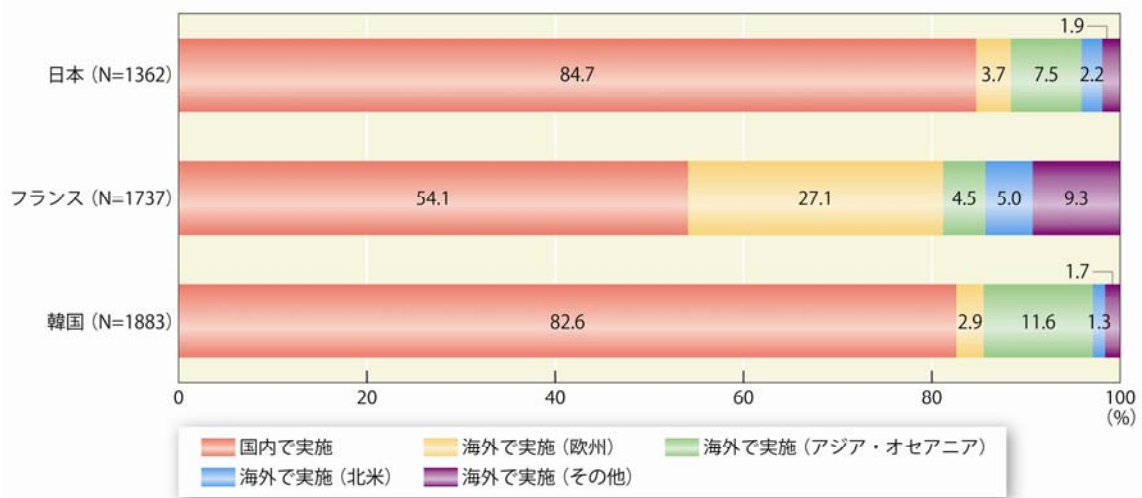
旅行の計画時期



(注) 観光庁「平成21年度 旅行環境の国際比較調査」による。

宿泊旅行における訪問先について見ると、日本・韓国については 8 割を超える訪問先が国内であるのに対し、フランスは約 5 割程度となっている。

宿泊旅行の訪問先



(注) 観光庁「平成21年度 旅行環境の国際比較調査」による。

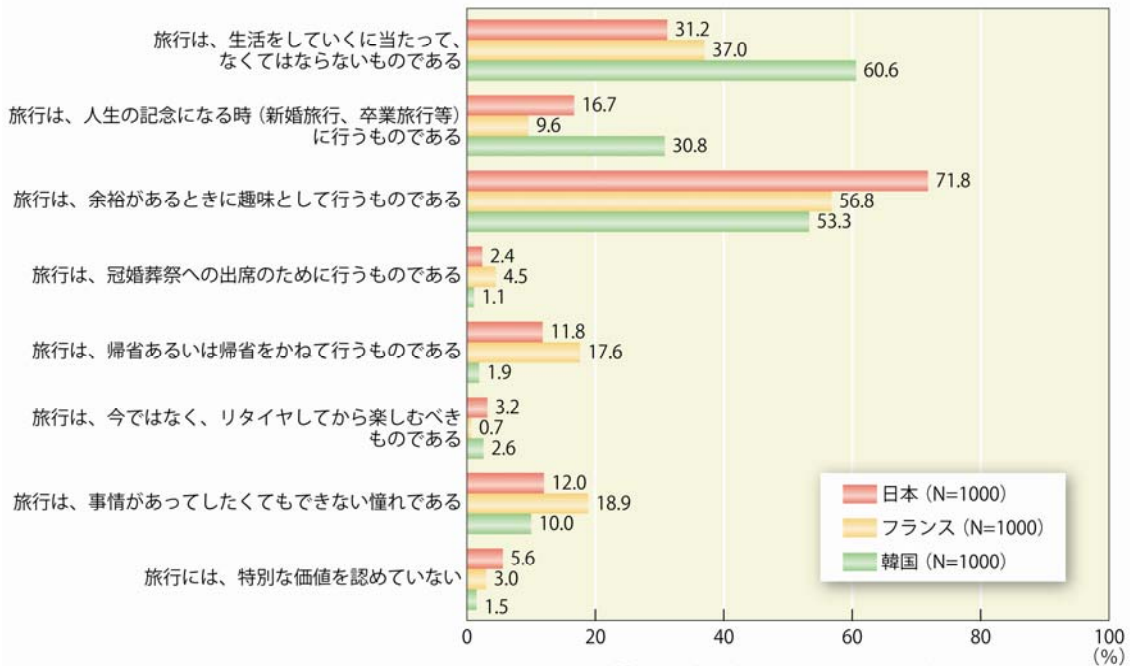
(注) 1回の宿泊旅行において複数の地域を訪問した場合は、最も長く滞在した訪問先について集計している。

(3) 観光旅行に対する意識

① 旅行の位置付け

生活における旅行の位置付けについて見ると、日本、フランスについては「余裕があるときに趣味として行うもの」とする回答が最も多く、「生活をしていくに当たって、なくてはならないもの」とする回答が続いているが、韓国では、「生活をしていくに当たって、なくてはならないもの」とする回答が最も多く、生活の中における旅行への強い意識が示唆される。

生活における旅行の位置付け



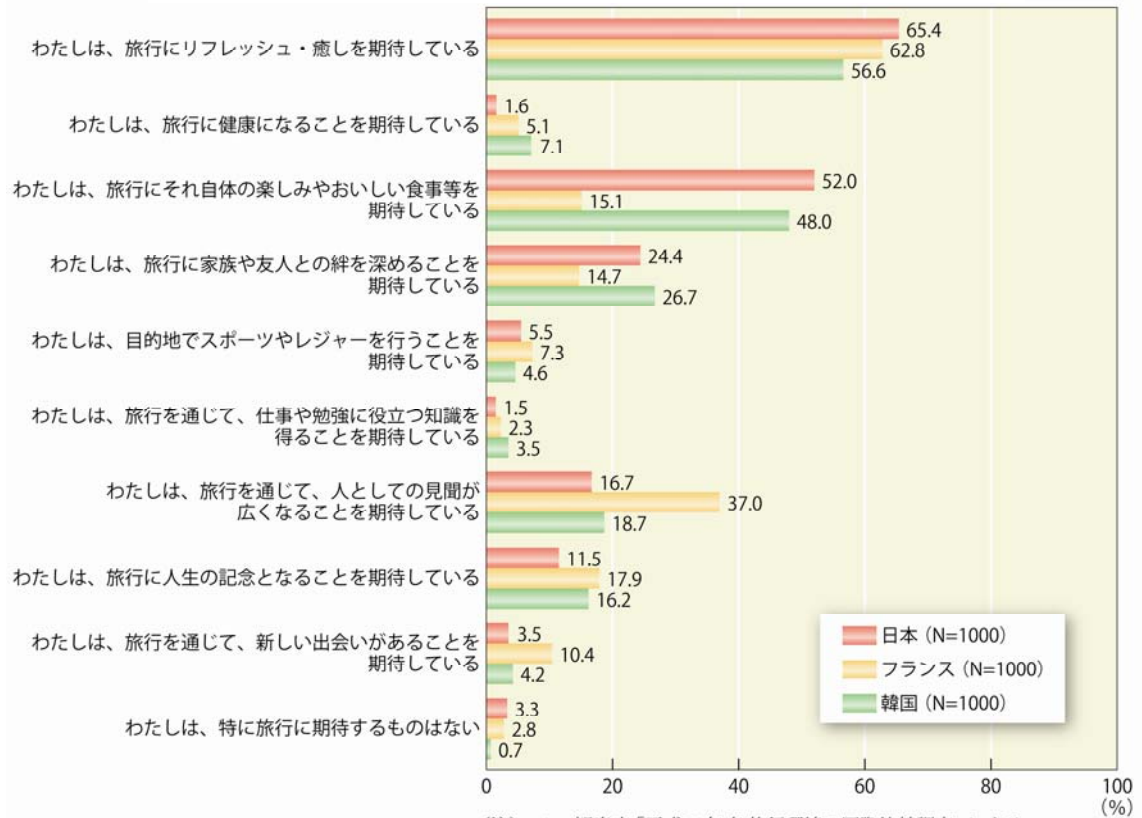
(注) 1 観光庁「平成21年度 旅行環境の国際比較調査」による。

2 あてはまるもの2つまで回答。

② 旅行への期待

旅行に期待することとしては、各国とも「リフレッシュ・癒し」とする回答が最も多い。また、日本、韓国については「旅行自体の楽しみ・美味しい食事」に期待するという回答（約 5 割）が続いているが、フランスでは同様の回答は少ない（15.1%）。一方で、フランスについては「人としての見聞を広めること」に期待するという回答（37.0%）が多く、日本、韓国の 2 倍の水準となっており、旅行に期待することについては、日本・韓国とフランスの間で異なる考え方を有していることが示唆される。

旅行に期待すること



(注) 1 観光庁「平成21年度 旅行環境の国際比較調査」による。
2 あてはまるもの2つまで回答。

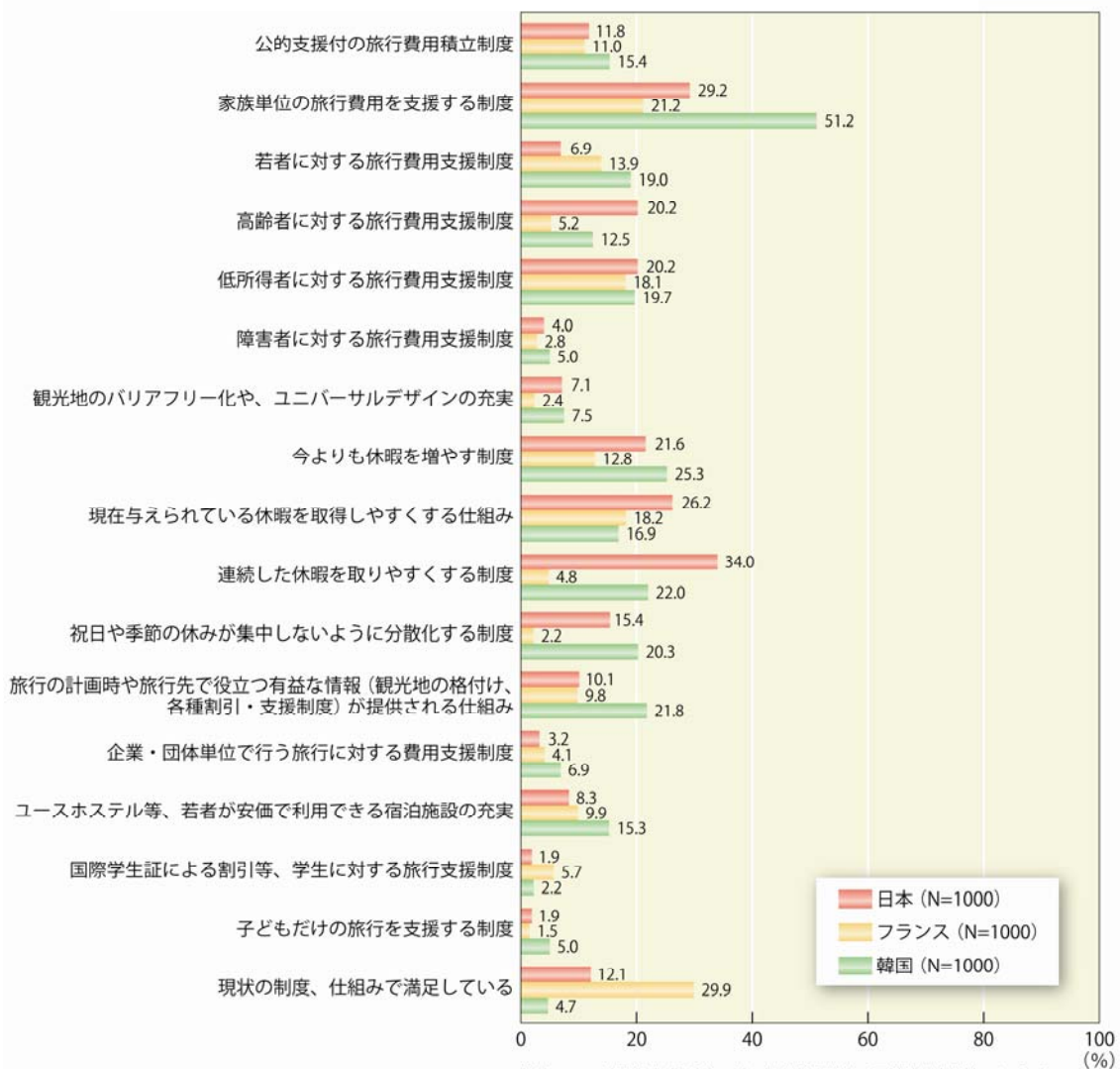
③ 旅行を増やすために必要な仕組み

宿泊旅行を増やすために必要と考えられる仕組みについて見ると、日本では、「連続休暇を取りやすくする制度」(34.0%)が最も多く、「家族旅行の費用支援」(29.2%)、「休暇を取得しやすくする仕組み」(26.2%)と続いており、休暇取得に関連した仕組みや家族旅行に対する支援を必要とする回答が多くなっている。

フランスは「現状の制度、仕組みで満足」(29.9%)とする回答が最も多く、日本(12.8%)、韓国(4.7%)の回答と大きく異なっている。年次有給休暇法(バカンス法)や休暇連帯基金・給付金など、フランスの旅行支援制度については、国民から一定の評価を受けている状況が示唆される。

また、韓国では、「家族旅行の費用支援」(51.2%)とする回答が特に多い。(4)で見るように、韓国については家族旅行を重視している傾向が示されており、家族旅行を支援する制度に対する意識が強くなっている。

旅行を増やすために必要な仕組み



(注) 1 観光庁「平成21年度 旅行環境の国際比較調査」による。
2 あてはまるもの3つまで回答。

(4) 家族旅行

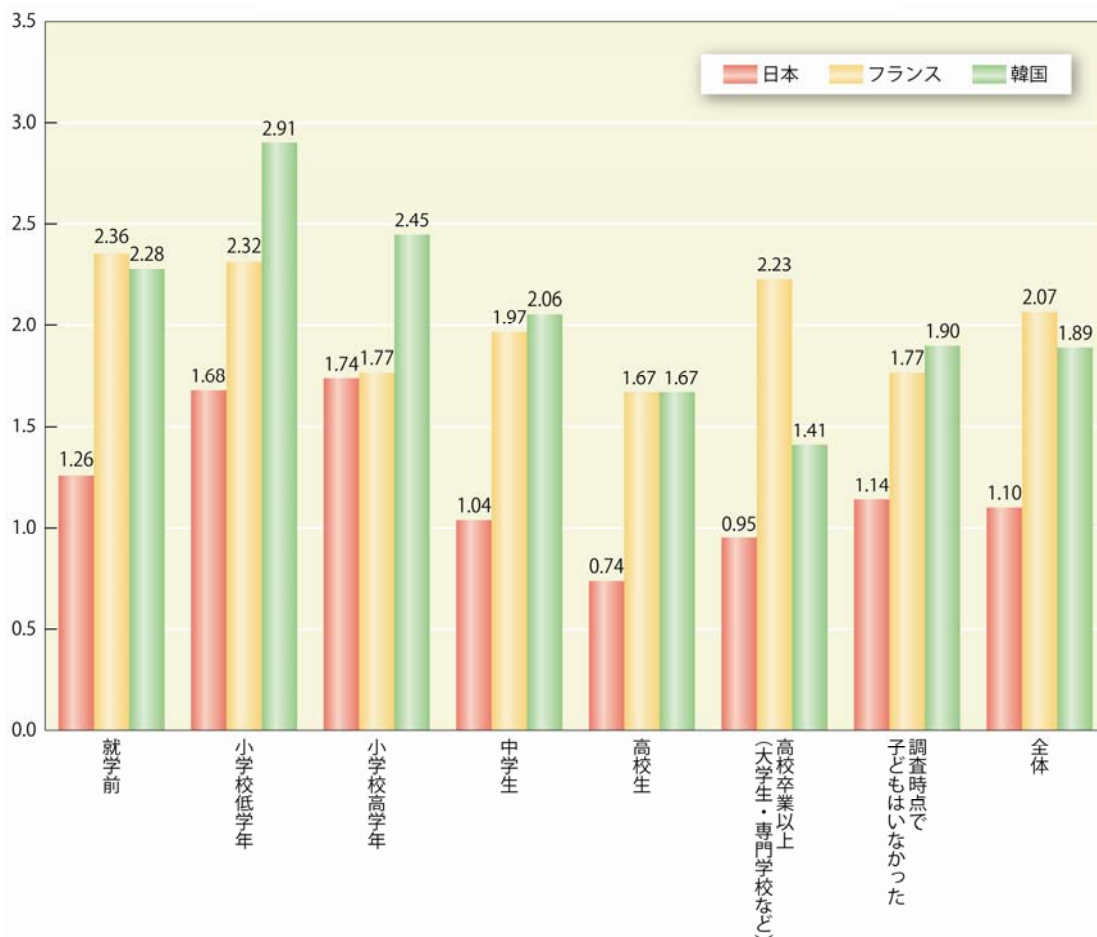
家族旅行は、観光旅行市場において大きなシェア^{※1}を占める。平成21年版観光白書の分析においても、子ども時代に有意義な家族旅行を経験することにより、親になってからの家族旅行の回数が増加する傾向があることを示唆しており、家族旅行を通じた子どもの旅行経験は、将来的な観光旅行の動向に大きな影響を与えると考えられる。

① 家族旅行の回数

平成21年の家族旅行(※)の年間実施回数を見ると、日本は1.10回であり、フランス(2.07回)、韓国(1.89回)に比べ低い水準となっている。

子どもの年齢別に家族旅行の回数を見ると、日本では、中学生(1.04回)、高校生(0.74回)の子どもとの家族旅行の回数が特に少なく、フランス・韓国の約半分の水準となっている。フランスでは、子どもの年齢にかかわらず家族旅行の回数が多く、家族旅行の習慣が国民生活に根付いている状況が推察される。

子どもの年齢別家族旅行の回数



(注) 観光庁「平成21年度 旅行環境の国際比較調査」による。

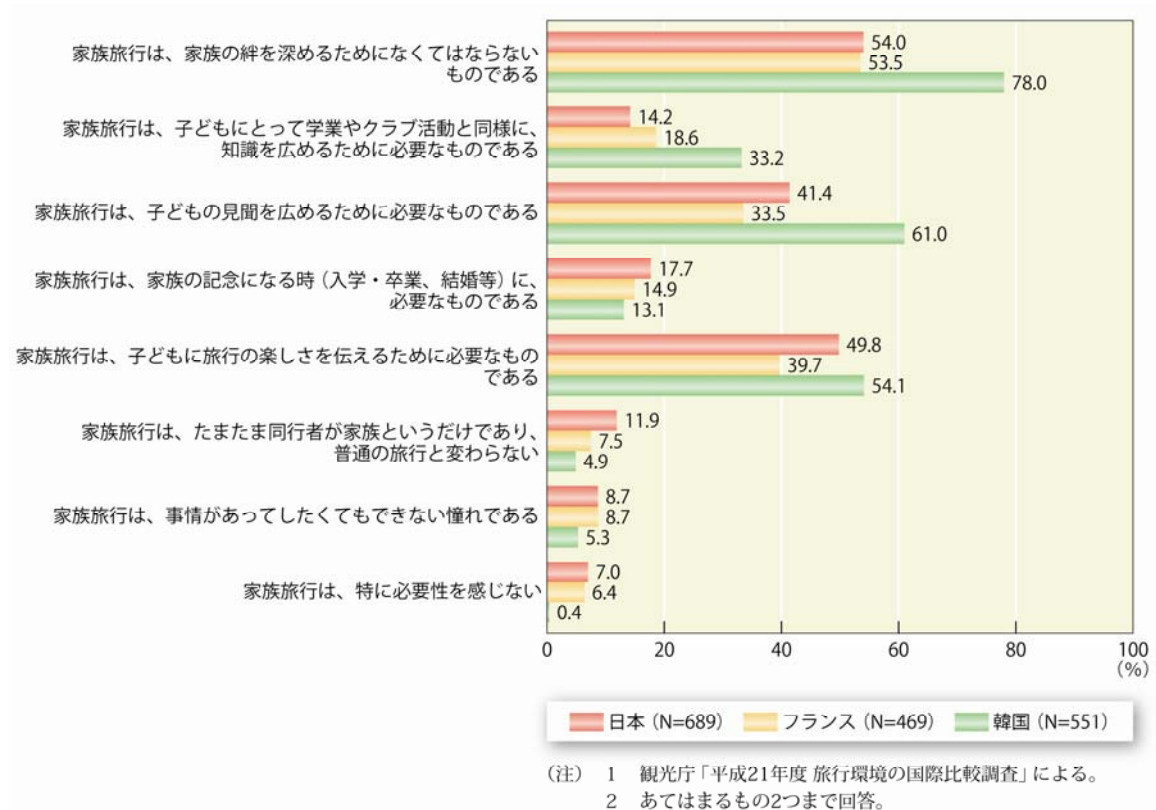
※1 (財)日本交通公社「旅行者動向2009」によると、国内観光旅行に占める家族旅行の割合は、51.4%と最大のシェアを占めている。

※2 家族で行く宿泊旅行を対象としており、親のみ、子どものみでの旅行は含まない。

② 家族旅行に対する意識

家族旅行に対する意識について見ると、各国とも「家族の絆を深めるためになくはないもの」とする回答が最も多いが、特に韓国（78.0%）の回答が、日本（54.0%）、フランス（53.5%）に比べて大きくなっている。その他の項目においても韓国の回答割合は高く、家族旅行の意義を強く意識していることが示唆される。

家族旅行の位置付け

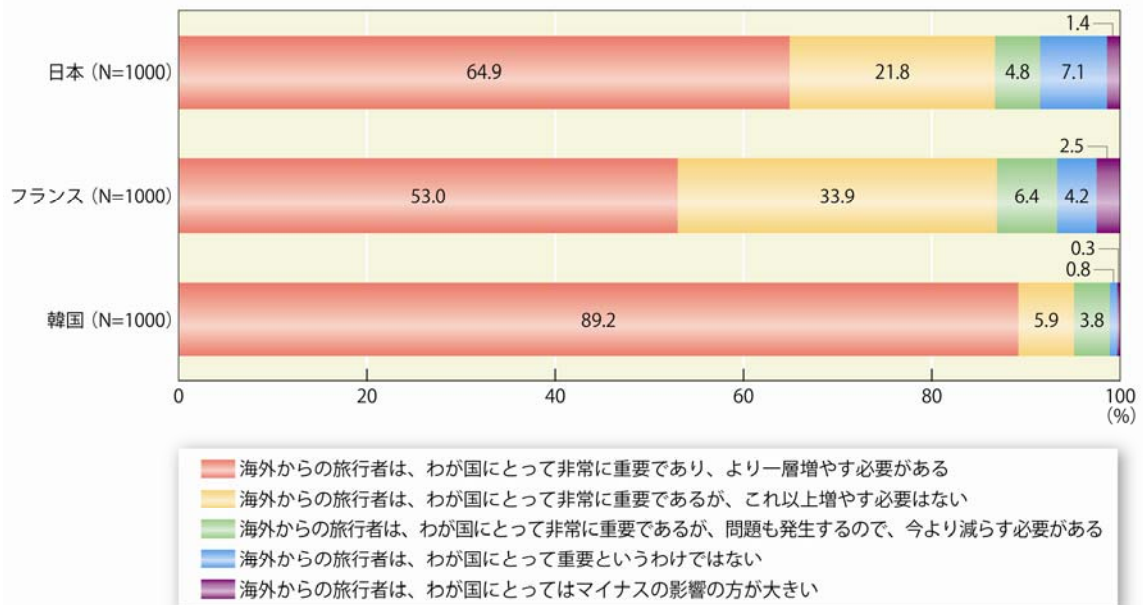


(5) 海外からの旅行者の受入に関する意識

① 海外からの旅行者の重要性

海外からの旅行者の受入についての意識を見ると、「非常に重要であり、より一層増やす必要がある」とする回答が、日本（64.9%）、韓国（89.2%）ともに高くなっており、外国人旅行者を受け入れる重要性に対する意識が強いことがうかがえる。一方、外国人旅行者受入数が世界で最も多いフランスにおいては、外国人旅行者の受入を増やすべきという回答は53.0%であり、外国人旅行者の受け入れは重要ではあるがこれ以上増やす必要はないという回答（33.9%）が日本・韓国に比べて多くなっている。

海外からの旅行者受入れについての意識

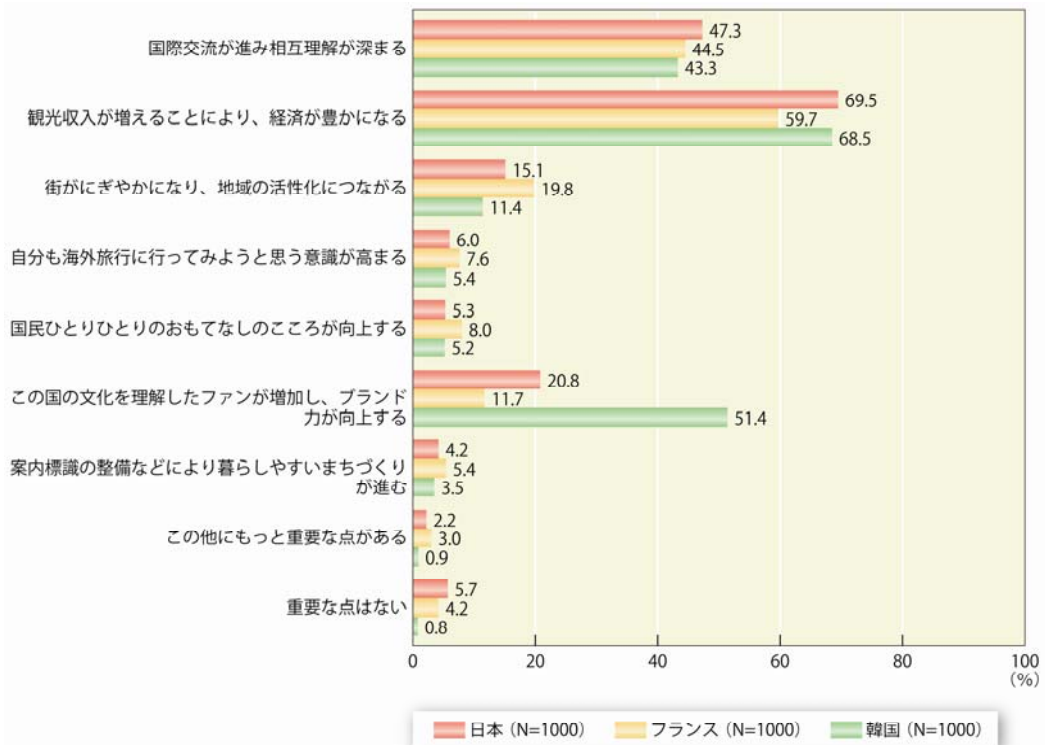


(注) 観光庁「平成21年度 旅行環境の国際比較調査」による。

(参考) 外国人旅行者受入れ数(2008年)
 日本 835万人(28位:2009年は679万人)
 フランス 7,930万人(1位)
 韓国 689万人(34位)

外国人旅行者の受入を重要と考える理由について見ると、各国とも「観光収入が増えることにより、経済が豊かになる」とする回答が最も多い。日本については、観光収入の増加について69.5%が回答しており、「国際交流が進み相互理解が深まる」とする回答が47.3%で続いている。韓国では、「国の文化を理解したファンが増加し、ブランド力が向上する」という回答(51.4%)が、日本(20.8%)、フランス(11.7%)を大きく上回っている。

海外からの旅行者の重要性

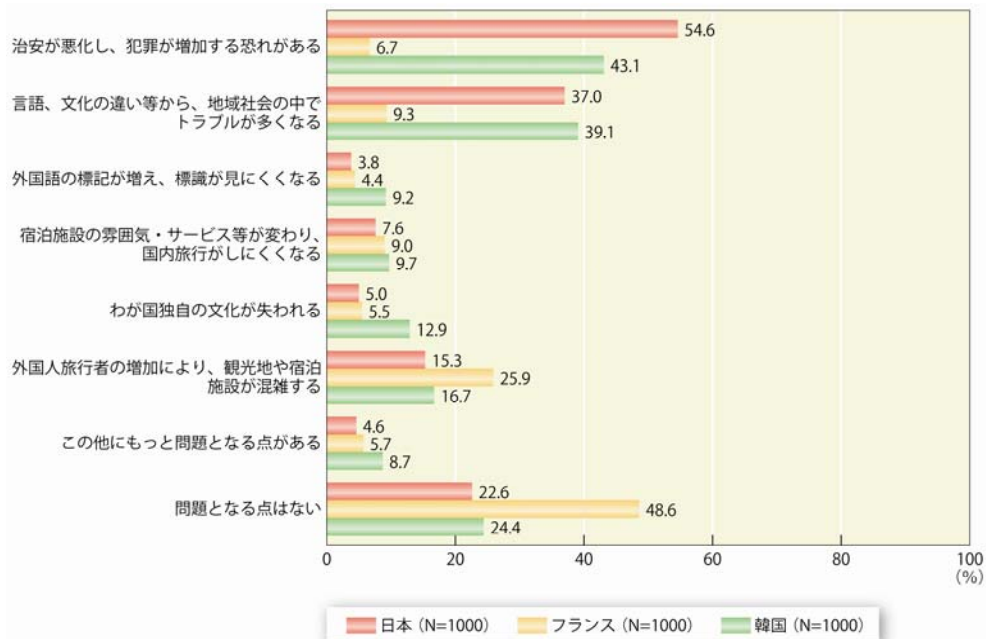


(注) 1 観光庁「平成21年度 旅行環境の国際比較調査」による。
2 あてはまるもの2つまで回答。

② 海外からの旅行者の問題点

外国人旅行者の受入に関する問題点について見ると、日本・韓国では、「治安が悪化し、犯罪が増加する恐れがある」「言語、文化の違い等から、地域社会の中でトラブルが多くなる」とする治安面での不安に関する回答が多くなっているが、フランスでは、これらの点を指摘する回答は1割未満と少ない。フランスは世界で最も外国人旅行者の受入数が多い国であるが、は、「問題となる点はない」(48.6%)とする回答が最も多く、「外国人旅行者の増加により、観光地や宿泊施設が混雑する」(25.9%)という回答が続いている。

海外からの旅行者の問題点



(注) 1 観光庁「平成21年度 旅行環境の国際比較調査」による。
2 あてはまるもの2つまで回答。

3 今後の取組の方向性

我が国の観光旅行については、諸外国に比べ、宿泊旅行の回数・宿泊数は低い水準にある。特に、家族旅行の回数については、今回比較を行ったフランス、韓国の中程度にとどまっている。また、休暇の取得状況についても、ヨーロッパ諸国と比較すると十分とは言えず、休暇を取得した場合においても、休暇日数のうち宿泊旅行に用いる日数の割合は、フランス・韓国に比べ低い水準にある。

平成20年度における国内旅行の消費額は20.5兆円（宿泊旅行15.6兆円、日帰り旅行4.9兆円）となっている。我が国においては、年次有給休暇の取得率が低く、ゴールデンウィーク等の大型連休や祝日と土日を合わせた三連休等を観光旅行の時期とすることが多いため、旅行代金が高く観光地や交通機関が非常に混雑する時期に、旅行消費が集中している状況が課題となっており、需要平準化への取組が求められる。また、我が国は、家族旅行の回数が少なく、特に中学生・高校生の子どもの家族旅行については、フランス、韓国とは大きな差が存在している。フランスでは子どもの年齢にかかわらず家族での旅行が多くなっていることを踏まえ、親子のふれ合いを通じて家族の絆を強める貴重な機会として、家族旅行が国民生活により定着することを目指して取り組んでいくことが重要である。

一方で、我が国における旅行消費については、宿泊先としては、実家・知人宅等よりもホテル・旅館といった宿泊施設の利用が多く、交通機関については、鉄道・航空機などの公共交通機関の利用割合が高いこと等から、フランス・韓国等に比べ、幅広い波及効果が期待できると考えられる。また、旅行に期待することについても、「リフレッシュ・癒し」、「旅行自体の楽しみや食事」等については、今回比較を行ったフランス、韓国を上回る回答が出ていることから、我が国の観光の魅力を十分に引き出し、潜在的な観光需要を顕在化することにより、地域経済の活性化に大きく貢献することが可能であると考えられる。このような現状の中で、今後、我が国において観光旅行を増やすために必要な仕組みとしては、休暇取得・分散化に関連した仕組み、家族旅行に対する支援等を期待する回答が多い。旅行の実施が特定の時期に集中していること、家族旅行の回数が少ないこと等が背景にあると考えられ、更に分析を深めつつ取組を進めていくことが必要である。

また、我が国の観光のポテンシャルを最大限に引き出すため、家族旅行、滞在型旅行等の様々なニーズにきめ細かく応える観光地づくりや旅行商品の開発に取り組むとともに、休暇に関する制度の改善等、旅行しやすい環境づくりに関係者が一体となって取り組むことが重要である。

第Ⅱ部 平成21年度の観光の状況及び施策

第1章 観光の現状

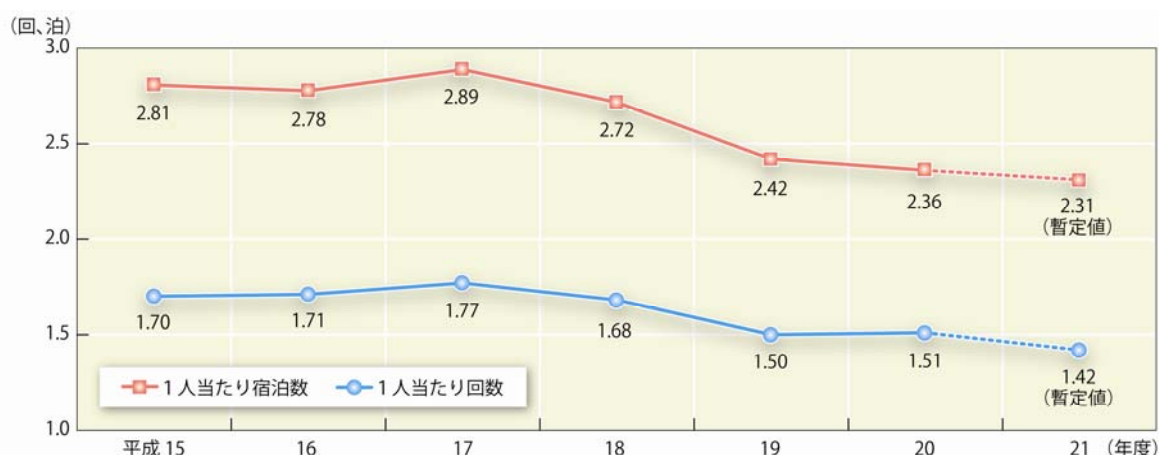
第1節 国民の観光の動向

1 国民の国内宿泊観光旅行の動向

(1) 国内宿泊観光旅行の概況

平成21年度における国民1人当たりの国内宿泊観光旅行回数は、1.42回と推計され、対前年度比で6.0%減となっている。また、国民1人当たりの国内宿泊観光旅行宿泊数は、2.31泊と推計され、対前年度比2.1%減となっている。

国内宿泊観光旅行の回数及び宿泊数の推移



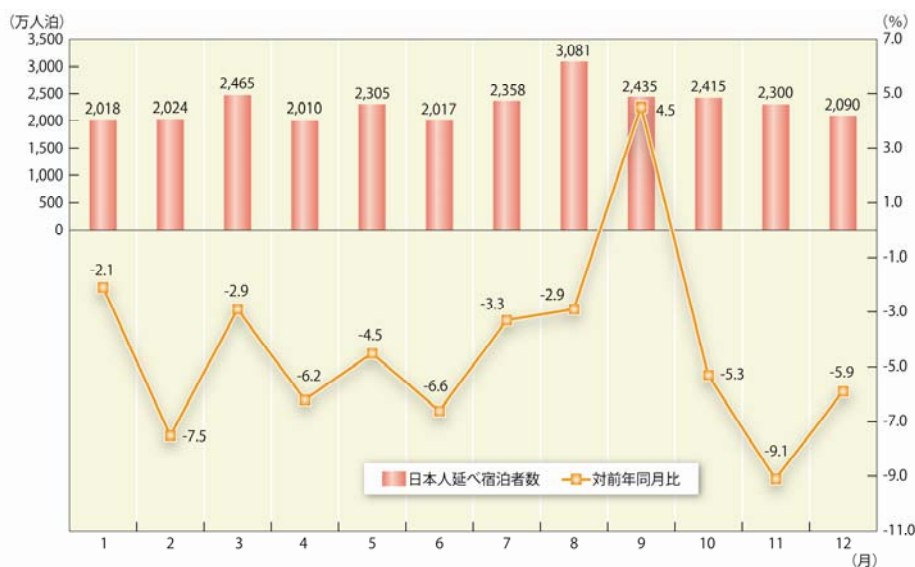
(注) 国土交通省観光庁「旅行・観光消費動向調査」による。

(2) 宿泊の概況

平成19年1月より①全国統一基準により、②すべての都道府県を対象に、③従業者数10人以上のホテル、旅館及び簡易宿所のすべての宿泊者数等を調査する「宿泊旅行統計調査(一般統計)」を開始した。この調査結果によると、平成21年1月から12月における延べ宿泊者数は全体で2億9,295万人泊であり、このうち、日本人延べ宿泊者数は全体で2億7,520万人泊であった。

これを月別に見ると8月が3,081万人と一番多く、4月が2,010万人と一番少なくなっている。また、昨年から続く景気後退の影響を受けたこと等により、シルバーウィークにより好況であった9月を除き、いずれの月も対前年同月比でマイナスとなっている。

月別日本人延べ宿泊者数（平成 21 年）



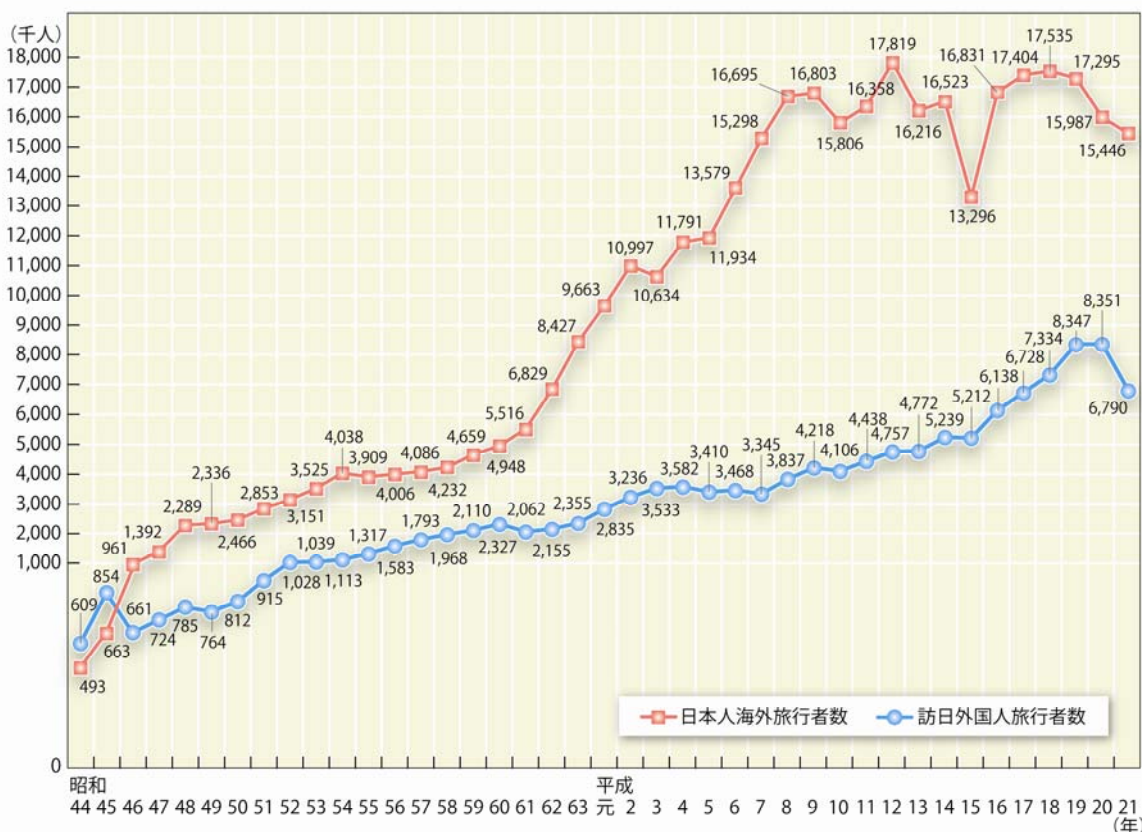
(注) 1 国土交通省観光庁「宿泊旅行統計調査」による。
2 年間の新設・廃業施設のデータを反映させる前の数値であり、確定値では若干の変更があり得る。

2 国民の海外旅行の動向

(1) 海外旅行者数の推移

平成 21 年の海外旅行者数は、約 1,545 万人となった。世界的な不況が国内にも影響したことや新型インフルエンザの感染拡大もあり、円の高止まりや燃油サーチャージの廃止により 8 月以降は回復基調に転じたものの、前年に比べると約 54 万人減少し、対前年比 3.4%減であった。

日本人の海外旅行者数の推移

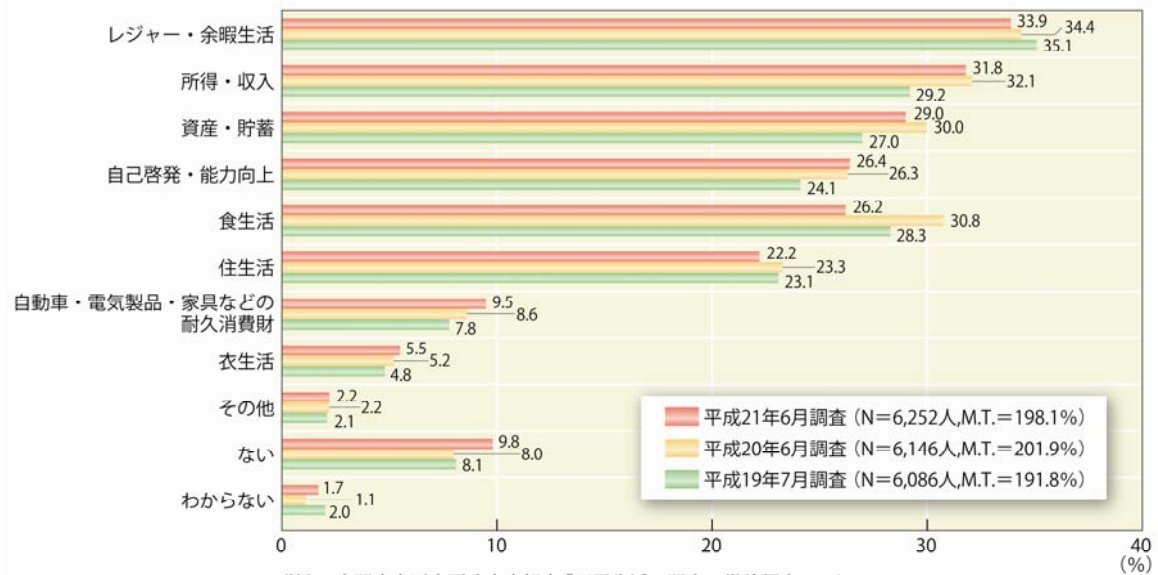


(注) 法務省及び(独)国際観光振興機構(JNTO)資料に基づき観光庁作成。

3 国民の旅行等に関する意識の動向と実態

今後の生活で重点をおきたい分野は「レジャー・余暇生活」を挙げるものが 33.9%と最も多いが、近年では減少傾向にある。以下、「所得・収入」、「資産・貯蓄」と続いている。

今後の生活の力点

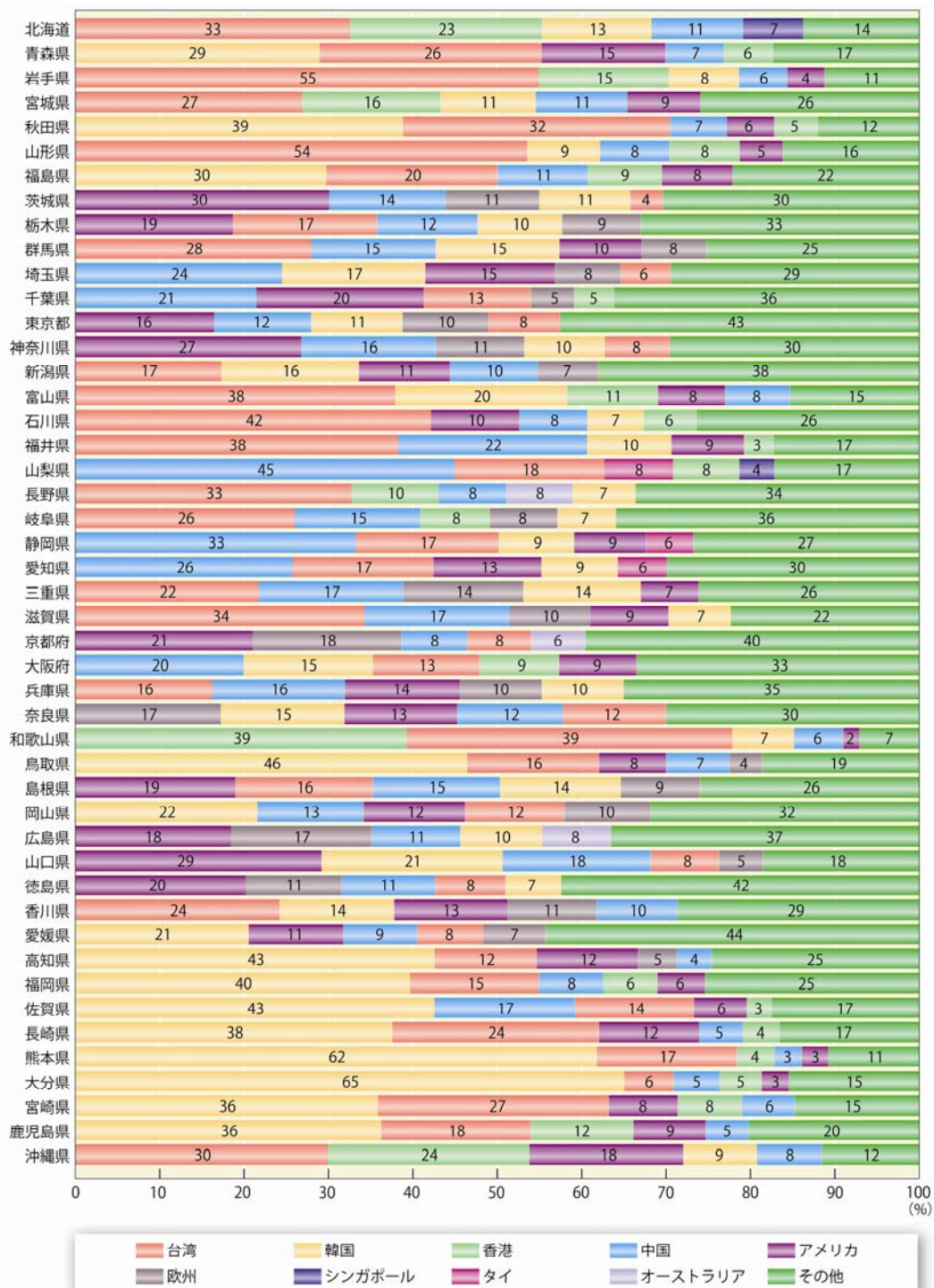


第2節 外国人の訪日旅行の動向

1 外国人宿泊旅行の動向

「宿泊旅行統計調査」の調査結果によると、平成21年1月から12月における外国人延べ宿泊者数は全体で1,776万人泊となった。また、都道府県別外国人延べ宿泊者数を国・地域別に構成比で表すと下図のとおりとなり、北海道・北陸には台湾から、首都圏・京都にはアメリカから、九州には韓国からの旅行者の宿泊割合が高いことがうかがえる。

都道府県別、国・地域別外国人延べ宿泊者数構成比（平成 21 年）



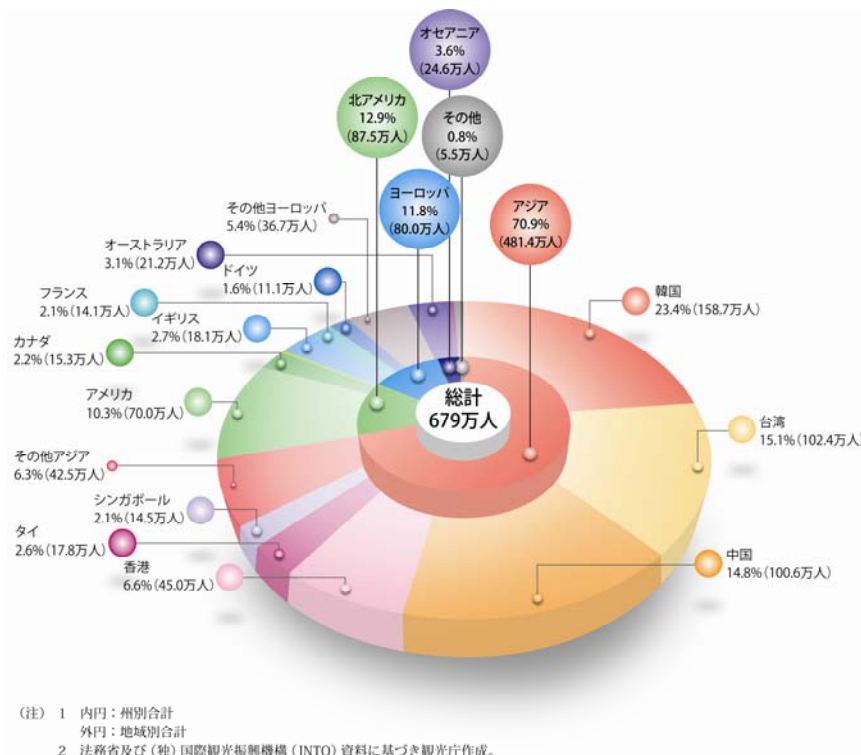
(注) 1 国土交通省観光庁「宿泊旅行統計調査」による。
 2 「外国人」とは、日本国内に住所を有しないものをいう。
 3 欧州はドイツ・英国・フランスの3カ国。
 4 年間の新設・廃業施設のデータを反映させる前の数値であり、確定値では若干の変更があり得る。

(2) 旅行者数とその国籍

平成 21 年の訪日外国人旅行者数は、679 万人（前年比 18.7%減）となり、前年から続く世界的な景気後退、円高の継続に加え、新型インフルエンザの感染拡大の影響もあり、前年を大きく下回る結果となった。

州別に見ると、アジアが 481 万人で全体の 70.9%を占め、次いで北アメリカが 88 万人（12.9%）、ヨーロッパが 80 万人（11.8%）、オセアニアが 25 万人（3.6%）の順となっている。

上位 12 か国 州別・国・地域別訪日外国人旅行者の割合（平成 21 年）



2 国際コンベンションの動向

我が国における国際会議の開催件数について見ると、平成 15 年には 280 件とアジアにおいて首位であったが、平成 18 年には 166 件と減少した。しかし、平成 19 年には 448 件と大きく伸ばし、平成 20 年は 575 件とアジア 2 位（世界 4 位）であった。

なお、平成 19 年に従来国際会議の統計基準が緩和されているが、「観光立国推進基本計画」に定められた目標値における基準に照らすと、平成 20 年の国際会議開催件数は 241 件と推察される。

第3節 旅行が我が国全体にもたらす経済効果

1 平成 20 年度の経済効果

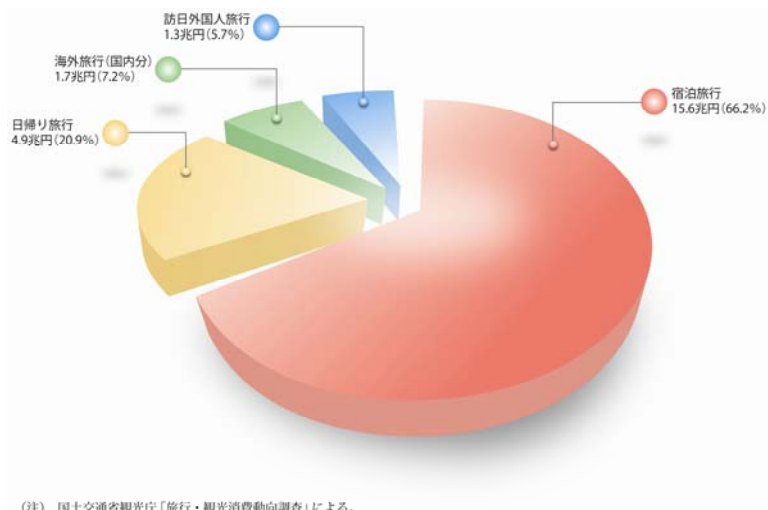
(1) 旅行消費の現状

平成 20 年度における国民の国内での旅行消費額は、宿泊旅行が 15.6 兆円（対前年度比 2.0%増）、日帰り旅行が 4.9 兆円（対前年度比 0.5%減）となった。

また、訪日外国人の我が国国内での旅行消費額は、1.3 兆円（対前年度比 10.1%減）であり、訪日外国人数の減少に伴い、前年度より減少した。

これらを合計した我が国の国内旅行消費額は、前年度横ばいの 23.6 兆円（対前年度比 0.3%増）と推計される。

国内の旅行消費額 23.6 兆円の市場別内訳



(2) 旅行が我が国全体にもたらす経済効果

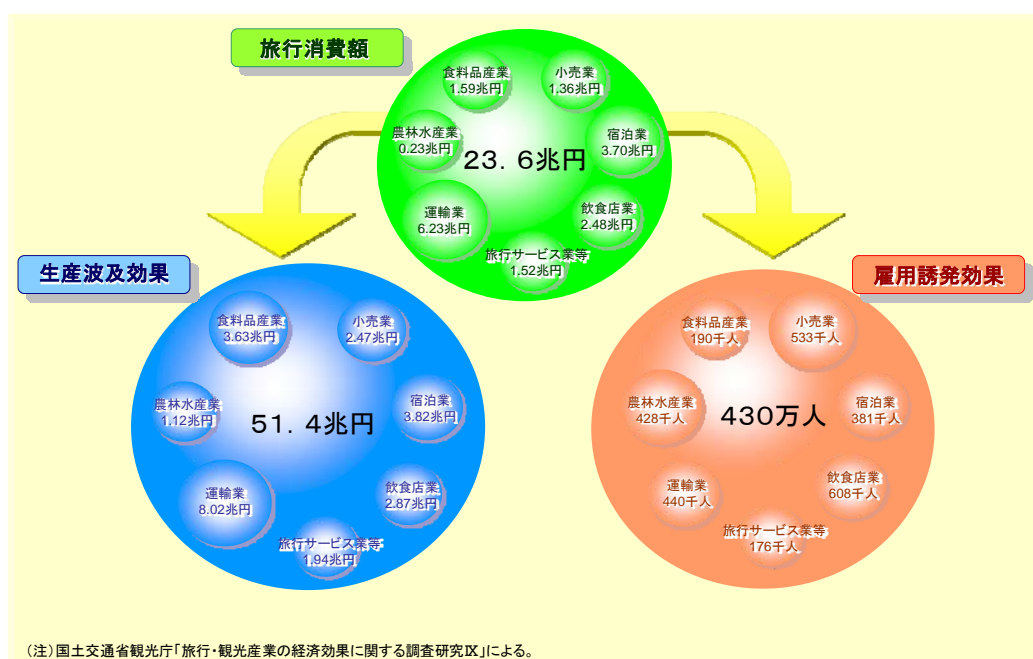
上記の平成 20 年度国内旅行消費額 23.6 兆円による我が国経済にもたらす直接的な経済効果は、直接の付加価値誘発効果が 11.5 兆円 (国内総生産 (名目 GDP) の 2.3%)、雇用誘発効果が 220 万人 (全就業者数の 3.4%) と推計される。

さらに、この旅行消費がもたらす間接的な効果を含めた生産波及効果は、51.4 兆円 (国内生産額の 5.3%)、付加価値誘発効果は 26.5 兆円 (国内総生産 (名目 GDP) の 5.3%)、雇用誘発効果は 430 万人 (全就業者数の 6.7%) と推計される。

(3) 旅行の我が国産業への経済効果

我が国の旅行消費は、旅行・観光関連産業への直接的な経済効果をもたらすとともに、旅行・観光関連産業の雇用者による家計消費への刺激により、国内の幅広い産業へ生産波及効果をもたらす。

産業別経済効果 (平成 20 年度)



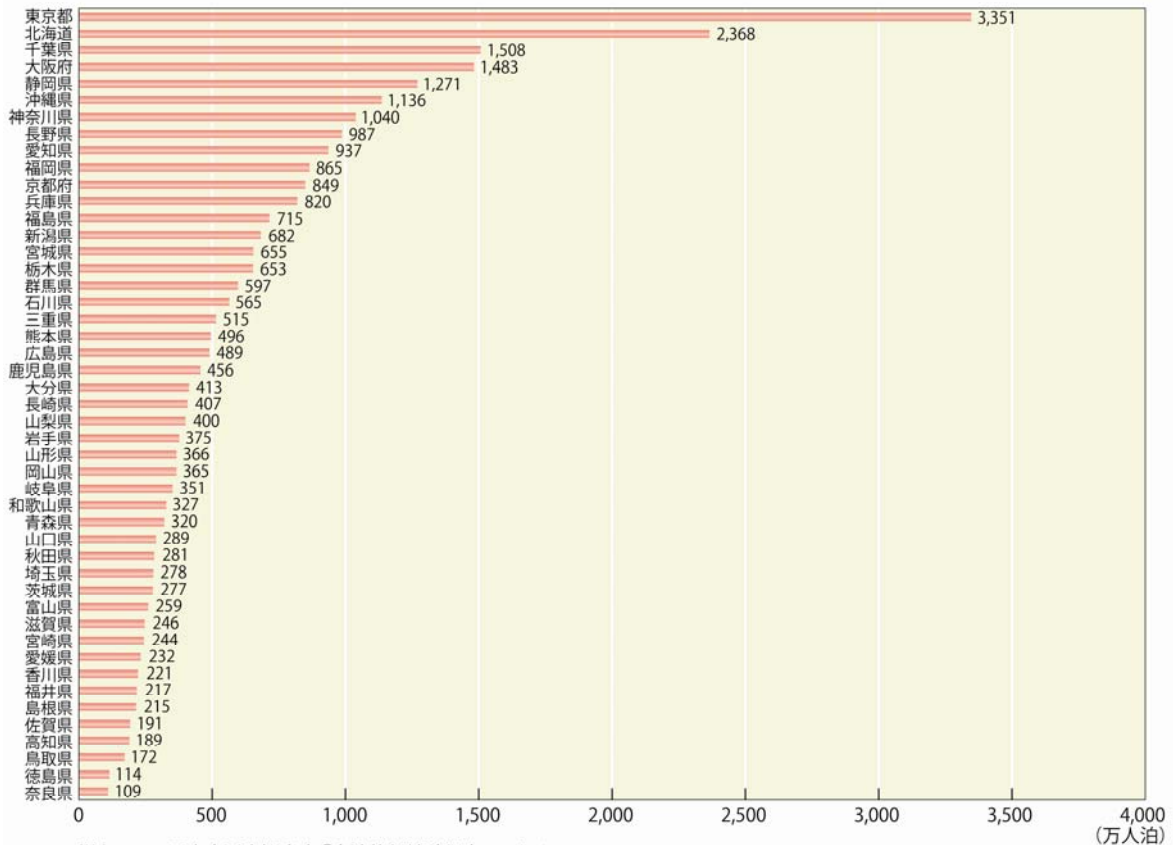
第4節 宿泊旅行統計調査からみた都道府県の観光の状況

1 宿泊者数の現状

(1) 都道府県別延べ宿泊者数

平成21年の都道府県別延べ宿泊者数を見ると、1位の東京都が3,351万人泊（11.4%）、2位の北海道が2,368万人泊（8.1%）、3位の千葉県が1,508万人泊（5.1%）で、上位3都道県で全体の約1/4を占めている。

都道府県別延べ宿泊者数（平成21年）



(注) 1 国土交通省観光庁「宿泊旅行統計調査」による。
 2 年間の新設・廃業施設のデータを反映させる前の数値であり、確定値では若干の変更があり得る。

第5節 世界における観光の動向

世界観光機関(UNWTO)の推計によると、2008年において各国が受け入れた外国人旅行者の総数は9億224万人(前年比2.0%増)、各国の国際旅行収入の総計は9443億ドル(前年比10.1%増)といずれも前年に引き続き増加となり、過去最高を記録した。

ここ数年、受け入れた外国人旅行者数の伸び率が高かったアジア・太平洋地域(前年比1.2%増)は、ヨーロッパ地域の伸び率(前年比0.3%増)を上回ったものの、世界全体の平均(前年比2.0%増)を下回る結果となった。しかしながら、アジア・太平洋地域の国際旅行収入の伸び率は高く(前年比10.3%増)、我が国にとっては、近隣諸国を訪れる外国人旅行者の来訪を促進することによって、観光立国の実現を図る好機となっているといえる。

第2章 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

第1節 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

- 1 地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保
 - (1) 地域の幅広い関係者が連携して、2泊3日以上滞る型観光ができるような観光エリアの整備を促進するため、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づき、平成20年度認定の16地域に加え平成21年度は新たに14地域の「観光圏整備実施計画」の認定を行い、併せて民間組織の取組を一体的かつ総合的に支援する「観光圏整備事業補助制度」について、29地域を対象地域として選定した。
 - (2) 「地域が提案する魅力ある旅行商品説明会」を開催し、地域と旅行会社のマッチングの場を提供することで、地域固有の資源を活用した魅力ある旅行商品の更なる流通促進を図った。
- 2 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備
 - (1) ホテル・旅館の整備を図るため、公庫融資や税制優遇措置を講じている。
 - (2) 「まちづくり交付金」により、ハード事業からソフト事業まで幅広い事業を支援した。
 - (3) 個性あるまちづくりや、住宅等の外観の修景、電線の地中化、道路・公園等の地区施設の整備、景観重要建造物の整備等街なみ環境の整備、景観に配慮した道路整備等、旅行に関連する施設及び公共施設の整備を行っている。

第2節 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成

- 1 国宝・重要文化財等文化財や世界文化遺産の保護や、ナショナルトラスト運動の推進を図っている。
- 2 京都市等古都における歴史的風土の保存や、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域の整備等、歴史風土に関する観光資源の保護、育成及び開発を推進している。
- 3 国立・国定公園、世界自然遺産地域等優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発を推進している。
- 4 「景観形成総合支援事業」により「景観法」に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援するなど、良好な景観に関する観光資源の保護、育成及び開発を推進している。
- 5 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発を図った。

第3節 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備

羽田空港等国際交通機関の整備や新幹線、高速道路等の整備を推進した。

第3章 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

第1節 観光産業の国際競争力の強化

客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等の実証事業を実施し、それらを新たなビジネスモデルとして普及・啓発する上での課題の抽出・整理を行った。

また、旅館街の面的再生を支援するため、セミナーの開催やアドバイザーの派遣を行った。

第2節 観光の振興に寄与する人材の育成

- 1 競争力ある観光産業を支える人材の育成
 - (1) 産学官連携による高等教育の充実
観光分野の人材育成に当たっては、平成21年9月より「観光経営マネジメント教育に関する産学官連携実践ワーキンググループ」を開催し、平成20年度作成した「観光経営マネジメント人材育成のためのカリキュラムモデル案」を活用した公開講座の実施を通じて、同モデル案の妥当性及び社会人教育

への応用の可能性を検証した。

また、インターンシップの教育内容の充実と普及を図るため、「インターンシップ活用ワーキンググループ」を開催した。

さらに、平成 22 年 3 月、両ワーキンググループでの議論を踏まえて、第 5 回「観光関係人材育成のための産学官連携検討会議」を開催し、観光経営マネジメント教育の普及や産学官の更なる連携の強化に向け、関係者による検討を行った。

(2) 観光マネジメントの強化

ホテル、旅行業等の事業経営や、地域経営に携わる人材の育成に向けて、観光地経営専門家を育成するプログラムの開発を支援した。この取組の成果として、大学院の MBA コースにて「サービス・マネジメント」、「ホスピタリティ・マネジメント」の講座が開設されたほか、当該講座のフォローアップを目的とした産学の連携体制の具体化について検討した。

2 魅力ある観光地域づくりを担う人材の育成

地域の観光振興を担う人材育成を目指す「観光カリスマ塾」を 8 地区で開催した。

また、各地域の自律的かつ持続可能な観光地域づくり人材育成の取組を促進するため、平成 21 年 10 月から「観光地域づくり人材育成ガイドライン検討会議」を開催し、「観光地域づくり人材育成ガイドライン案」を策定した。さらに、平成 22 年 3 月に「観光地域づくり人材支援 WEB」を開設し、地域間の情報の共有化を行った。

3 次代の地域や観光を担う世代の育成

教育関係者や観光関係団体が連携して開催する「観光立国教育全国大会」や「観光甲子園」の取組に対して観光庁長官賞の授与等を行うとともに、宮城県、山形県、宮崎県、沖縄県等が作成した観光副読本を紹介するなど、関係者との連携の下に「観光立国教育」の推進を図った。

第 4 章 国際観光の振興

第 1 節 外国人観光旅客の来訪の促進

1 我が国の観光魅力の重点的かつ効果的な発信

(1) 我が国の観光魅力の海外発信等

① ビジット・ジャパン・キャンペーンの概要

外国人旅行者の拡大は、日本人と外国人の交流の機会を通じた相互理解の増進により、国家間の外交を補完し、安全保障に貢献するとともに、我が国の少子高齢化に伴う人口減少といった課題の中、経済成長著しい周辺諸国からの人の流入の拡大によって、地域経済の活性化、雇用機会創出の効果がある。

このため、平成 15 年度から、海外における日本の観光魅力の発信や訪日旅行商品の造成支援等を行う「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の取組を官民一体で推進してきている。「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を始めた平成 15 年に 521 万人であった訪日外国人旅行者は順調に増加してきていたが、平成 20 年秋以降の世界経済の低迷及び昨今の円高、更には平成 21 年春以降の新型インフルエンザの流行等の影響から平成 21 年は 679 万人と大幅な減少となった。

② ビジット・ジャパン・キャンペーン事業



▲平成 21 年 12 月

トラム（路面電車）広告（香港）

訪日外国人旅行者の増加が見込める 12 の国・地域（韓国、台湾、中国、香港、タイ、シンガポール、オーストラリア、アメリカ、カナダ、英国、ドイツ、フランス）を重点市場として定めて、訪日旅行促進のためのプロモーションを実施している。

また、平成 19 年度よりインド、ロシア、マレーシアを有望新興市場として定めて調査を行ったところ、今後の訪日需要の拡大が見込まれることが確認されたため、平成 22 年度より重点市場とすることとしている。

さらに、平成 21 年度より 6 カ国 1 地域（イタリア、スペイン、インドネシア、フィリピン、ベトナム、メキシコ、湾岸諸国）を新興市場として定め、効果的なプロモーションに取り組むことができるよう戦略的な市場調査を実施している。

外国人旅行者の訪日促進のための事業内容としては、主に海外メディアの日本への招請・取材支援、海外のテレビ CM 等による広告宣伝、ウェブサイトによる情報発信、海外の旅行博覧会への出展等を行い、旅行目的地としての日本への関心を高め、訪日旅行需要の喚起を図るとともに、海外旅行会社担当者の日本への招請や国内の旅行会社等との商談会の実施による魅力的な訪日旅行商品の造成・販売支援や青少年交流の拡大に向けた訪日教育旅行の誘致等を行っている。

（2）海外拠点における情報発信等

（独）国際観光振興機構（JNT0）（通称：日本政府観光局）は、13 の海外事務所を設置し、我が国の観光魅力の広報・宣伝、現地旅行会社に対する訪日旅行商品の造成・販売支援、海外セールスを実施する日本の地方自治体・民間企業に対するコンサルティング等を行うとともに、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」への貢献を最大の使命として、活発な活動を展開し、訪日外国人旅行者の増大を図った。

また、旅行目的地としての日本の認知度向上を図るとともに、訪日旅行者による旅行計画検討や各種予約等をサポートするため、9 言語による訪日旅行情報のポータルサイトの運営を行っている。

大使館、総領事館等の在外公館においては、在外公館長を会長とする「ビジット・ジャパン・キャンペーン現地推進委員会」の開催、海外における観光展や見本市等への出展、大使・総領事公邸や広報文化センターでの観光をテーマとする講演会の開催のほか、様々な広報文化事業を実施するとともに、現地マスメディア、インターネットを通じ、我が国の伝統及び現代文化、先端技術や美しい自然、地方の魅力等を総合的に紹介する取組を行った。

（3）地域の魅力の海外発信等

各地方運輸局等は、地方自治体等と連携して「ビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業」を実施している。

（4）その他、芸術家・文化人等による文化発信の推進、日本食・日本食材等の海外への情報発信、ポップカルチャーに関する情報の発信、和のコンテンツの情報発信及びネットワーク化、国際放送による情報発信の強化等を図った。

2 国内における交通、宿泊その他の観光旅行に要する費用に関する情報の提供

（1）旅行費用に関する情報の提供

「ビジット・ジャパン・イヤー」の取組として、期間限定で、その間に訪日した外国人に対して適用される割引商品の提供を行うウィンターキャンペーン（平成 22 年 1 月～3 月）を実施し、この効果を高めるため、平成 21 年夏以降、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の全市場において、ウィンターキャンペーンの告知を継続的に行い、お得な訪日旅行の PR を実施した。

（2）公共交通事業者等による情報提供措置の促進

「外客旅行容易化法」によって、特に多数の外国人観光客が利用する区間等について、公共交通事業者等（平成 21 年 4 月現在 247 事業者）が外国語等による「情報提供促進措置事業」を実施している。

3 国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進

平成20年の我が国の国際会議開催件数は、平成19年の448件から575件と今年も件数を伸ばした。シンガポール（637件）には及ばずアジア最大の開催国にはなれなかったものの、世界5位から4位へと順位を一つ上げ、一定の成果を挙げてきたところであるが、シンガポール、韓国等のアジアの誘致競合国やアメリカ、オーストラリア等においては、国際会議のみならずMICE（Meeting, Incentive travel, Convention, Event / Exhibition）全般の振興に積極的に取り組んでいるところから、これら国際会議以外のものについても訪日外国人旅客の増大、経済効果、地域の国際化・活性化等に大きな意味を持つため、我が国としても国際会議だけではなくMICE全般を推進していく必要がある。

そこで、平成21年7月に国及び関係主体が具体的に果たすべき役割や活動内容、時期等についてまとめた「MICE推進アクションプラン」を策定し、このアクションプランに基づき国及び関係主体が連携してMICEの推進に取り組んでいくこととしている。そのため、平成21年12月にはMICE関係団体の長をメンバーとする「MICE推進協議会」を立ち上げ、関係者間の更なる連携強化を図った。

※ MICE とは：企業等の会議（Meeting）、企業の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive (Travel)）、国際会議（Convention）、イベント、展示会・見本市（Event/Exhibition）の頭文字のこと。

4 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入れの環境の整備等

(1) 査証発給手続の迅速化・円滑化

申請から5労働日以内に発給等、訪日査証発給の便宜を図っている。また、観光のための査証免除対象は63か国・地域に及んでいる。

中国においては、平成21年の団体観光査証発給数は約37万8千件に達し、前年に比して約8%増加した。また、少人数で自由な観光との要望にこたえ、平成21年7月から、一定の経済力のある方が個人で観光する際にも査証を発給することとした。

今後とも、より一層の査証発給の便宜を図っていく一方、不法滞在等を防ぐため査証官の増強や査証審査システムの更新に努めていく。

(2) 出入国手続の迅速化・円滑化

職員が常駐していない地方空海港への出入国審査を行う職員の派遣や、上陸審査の際、入国目的等に疑義が持たれる旅客を別室で審査し、他の旅客の審査を滞らせないようにする「セカンダリ審査（二次審査）」、「事前旅客情報システム（APIS）」等の効果的な活用を図ることにより、到着時の審査時間の短縮に取り組むとともに、概ね2,000人以上が乗船する外航大型客船について、入港前に船上で審査を行うことにより、到着港における上陸審査待ち時間を解消する取組等を実施し、出入国手続の迅速化・円滑化を図った。

(3) 外国人旅行者に対する観光案内所の整備、通訳案内士制度の充実、ボランティアガイド等の普及を図っている。

(4) 博物館・美術館、国立劇場、国立公園等における外国人への対応の促進を図っている。

第2節 国際相互交流の促進

1 外国政府との協力の促進

(1) 日中韓三国間の観光交流と協力の強化

平成21年10月、愛知県及び岐阜県において、第4回日中韓観光大臣会合及び関連行事が開催され、三国間の観光面での交流と協力を更に推進することを目的とする共同声明を発出した。

また、平成22年9月頃、中国において、第5回日中韓観光大臣会合の開催を予定しており、引き続き、日中韓三国間の観光交流と協力の強化に努める。

(2) 二国間の観光交流の取組の推進

① 日韓両国の観光交流の促進

平成 21 年 12 月、韓国にて開催された「第 24 回日韓観光振興協議会」において、日韓の観光交流促進と拡大に関する意見交換が行われ、日本は平成 22 年を「ビジット・ジャパン・イヤー」として、韓国は 2010 年から 2012 年までを「韓国訪問の年」として、映画・ドラマなどを含めた芸術・文化等幅広い分野を通じた観光交流活性化のための事業や大規模イベントを重点的に実施することで両国の意見が一致した。

② 中国における個人観光査証制度の開始

訪日団体査証制度を利用した中国人観光客数は順調に増加している。

また、少人数で自由な観光との要望に応じて、平成 21 年 7 月より一定の要件を満たす場合に「団体観光」の形式によらない個人観光査証の発給を北京、上海、広州の在外公館にて開始した。

③ 日本香港観光交流年記念事業

平成 21 年を「日本香港観光交流年」とし、平成 21 年 1 月に香港にて開催した「オープニングセレモニー」を始め、共同ロゴ・ポスターの作成、香港国際旅遊交易会への共同出展等、日本香港間の観光交流促進を図った。しかしながら、特に新型インフルエンザの流行により、5 月・6 月と 2 ヶ月間著しく交流人口が落ち込んだことを踏まえ、観光交流年の実施期間を平成 22 年 3 月 31 日まで延長し、「チャイニーズ・ニューイヤー・パレード」において訪日旅行の PR 等を実施した。



▲日本香港観光交流年
記念ポスター

(3) 世界観光機関(UNWTO)経済協力開発機構(OECD)協力を通じた国際観光振興や、開発途上国等の観光振興に対する協力を行った。

2 我が国と外国との間における地域間の交流の促進

(1) 日本人の海外旅行の促進

若年層の海外旅行促進に向けて、海外旅行に対する意識調査、海外旅行の阻害要因の整理、シンポジウム等の取組を観光関係者と連携しつつ実施した。

(2) 姉妹・友好都市提携の活用

姉妹・友好都市の交流事業を、「ビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業」により実施している。

3 青少年による国際交流の促進

(1) 訪日教育旅行の促進

官民一体の組織である訪日教育旅行促進全国協議会が、訪日教育旅行誘致のための取組を推進した。

(2) 海外の青少年との交流促進

諸外国の青少年を我が国に招き、様々な交流事業を実施している。特に、「21 世紀東アジア青少年大交流計画」に基づき、平成 21 年度には、東アジア各国を対象に、合計で約 7,500 名を招へいた。

第 5 章 観光旅行の促進のための環境の整備

第 1 節 観光旅行の容易化及び円滑化

1 休暇の取得の促進

休暇の取得等の促進に関する具体的な検討作業を進めるため、アンケート調査等を実施し、親と子どもの休暇の実態、国民の休暇に対する意識等について分析を行ったほか、平成 22 年 2 月には、「休

暇シンポジウム」を開催し、経済、産業、労働、教育等を切り口に、休暇に対する意識改革や取得方法の課題、具体的な取組方策等について議論を行い、休暇改革の普及啓発活動を実施した。

2 観光旅行の需要の特定の時季への集中の緩和

地域の独自性を生かした休日の設定、秋休みや二学期制、地域行事に連動した学校休業等、小・中学校の休業について多様な取組が行われている。

また、旅行需要の平準化を通じた旅行コストの低減や観光産業の生産性の向上・雇用の安定化等様々な効果をもたらす休暇取得の分散化について、政府としての取組を一体的・総合的に推進するため、平成 21 年 12 月に観光立国推進本部の下に「休暇分散化ワーキングチーム」を設け、関係省庁間で検討を進めた。

3 観光に係る消費者の利益の擁護

燃油サーチャージの表示方法に関して変更が行われた。

また、観光土産品における公正な競争を確保するため、「観光土産品の表示に関する公正競争規約」が適正に運用されるよう指導を行った。

4 「旅フェア 2009」「JATA 世界旅行博 2009」等を通じ、観光の意義に対する国民の理解の増進等を図った。

第 2 節 観光旅行者に対する接遇の向上

1 旅行に関連する施設の整備

観光地での分かりやすい案内標識の整備を進めるために、「観光活性化標識ガイドライン」の普及・啓発を図るとともに、外国人にとってより利便性の高い案内表示モデルを検証するため、近年、特に中国・台湾・韓国からの外国人観光客が増加している状況にかんがみた実証実験を実施した。

2 我が国の伝統ある優れた食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、我が国又は地域の特色を生かした魅力ある商品の開発、「VJC 魅力ある日本のおみやげコンテスト 2010」を実施するなど、地域ブランドの振興を図った。

第 3 節 観光旅行者の利便の増進

1 高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる旅行関連施設等の整備及びこれらの利便性の向上

(1) 旅行関連施設等のバリアフリー化の促進を図るとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光を促進させるための、旅行商品を企画・造成する際のチェックシートを作成した。

(2) 「道路交通情報通信システム (VICS)」の情報提供エリア拡大等の道路交通の円滑化等を図った。

2 「電子国土 web システム」の提供や、駐車場の位置や満空情報を提供する駐車場案内システムの導入等、情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供を促進した。

第 4 節 観光旅行の安全の確保

1 気象情報等の提供を始め、災害危険箇所及び避難場所・避難路等の周知徹底等国内外の観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供を推進した。

2 公共交通機関や道路・海上交通、宿泊施設の安全対策、海外における事故・事件への対応と安全対策等、観光旅行における事故の発生の防止等に取り組んだ。

3 平成 21 年 5 月の新型インフルエンザの国内発生以降、旅行のキャンセルが発生する等観光関連産業に大きな影響が出たことを受け、国内外に向けた正確な情報の提供等、今後の感染症発生時に備えて関係者の取るべき方策について、「観光関連産業における感染症風評被害対策マニュアル」を取りまとめ、関係者への周知徹底を図った。

第 5 節 新たな観光旅行の分野の開拓

グリーン・ツーリズム、エコツーリズム等、各地域の地域密着型のニューツーリズムに係る取組を支援

するため、各運輸局ごとに旅行会社や有識者等によるコンサルティングを行うとともにモニターツアーの実施の支援等を行い、旅行商品化を進めるための留意点等をまとめたマニュアルや事例集を作成した。また、観光関係者等に対するセミナーの開催等により「ニューツーリズム」の普及・啓発を図った。

また、平成 22 年 1 月より、観光立国推進本部の下に設置された「観光連携コンソーシアム」において、エコツーリズム、グリーン・ツーリズム、文化観光、産業観光、スポーツ観光、医療観光等の多様なメニューについて、関係省庁の連携による総合的な振興策の検討を行った。

第 6 節 観光地における環境及び良好な景観の保全

観光地における環境の保全を図るとともに、「景観法」の活用促進、基本理念の普及啓発、観光地における屋外広告物に関する制度の充実、歴史・文化・風土を生かしたまちづくり支援等、観光地における良好な景観の保全に取り組んでいる。

第 7 節 観光に関する統計の整備

1 国民の観光に関する統計の整備

「宿泊旅行統計調査」については旅館、ホテル等の利用客室数を把握するための調査項目を追加し、市区町村別客室稼働率の公表を行い、「旅行・観光消費動向調査」については、国民の年間の旅行実施率や旅行平均回数を把握するための調査方法の改定を行った。また、「観光入込客統計に関する共通基準」については、日帰り旅行者及びその他の観光旅行者に関する統計について、地方公共団体が採用可能な調査手法、推計方法等の共通化を内容とする「観光入込客統計に関する共通基準」を平成 21 年 12 月に策定した。

さらに、次世代を担う観光政策の研究者・実務者の研究を奨励するため、「観光統計を活用した実証分析に関する論文」について、観光庁長官賞を創設し、観光庁長官による表彰を平成 21 年 3 月に実施した。

2 TSA の導入

観光がもたらす経済効果の国際間比較を正確に行うことができるよう、国際的に導入が進みつつある「TSA (Tourism Satellite Account)」を作成するため、UNWTO (世界観光機関) の策定基準 (TSA:RMF08) に準拠した我が国の TSA 作成手法について検討を行い、最終報告書を平成 22 年 3 月に取りまとめた。

平成22年度観光施策

第1章 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

第1節 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

- 1 地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保
 - (1) 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図り、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進するため、地域の民間組織や地方公共団体、観光関係者や地域住民等の関係者が一体となった観光振興の取組を総合的に支援する。また、自ら収益を上げ、自立して観光まちづくりに取り組む事業者の創出支援を図るため、「まちづくり事業者（観光地域づくりプラットフォーム）」の立ち上げを試験的に支援し、体制づくりにおける課題・解決策等を整理する。
 - (2) 地域の特色ある産業等の地域資源を活用した、高付加価値で集客力のある集客・交流サービスの実現のための環境整備を「地域集客・交流産業活性化推進事業」により支援する。
- 2 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備
訪日外国人旅行者数の更なる拡大に対応するため、必要な情報の提供や人材育成等を通じて、ホテル・旅館における外国語接遇等の充実強化を図る。

第2節 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成

- 1 文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発
文化財等の保存・活用及びナショナルトラスト運動の推進を図る。
- 2 優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発
自然保護思想の普及、国立・国定公園の保護と利用、世界自然遺産地域の適正な保全管理等を進める。
- 3 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発
特に外海に位置する離島の本土とのハンデキャップを克服するための取組を支援するため、平成21年度に実施した「島づくり地方再生推進調査」を「離島の活力再生支援事業」として拡充し、離島地域の観光振興を図る。

第3節 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備

国際拠点空港、高速道路等交通施設の整備を推進する。

第2章 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

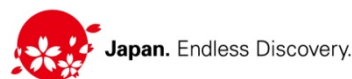
第1節 観光産業の国際競争力の強化

観光産業の新たなビジネスモデルの構築や旅館街の面的再生に向けて、これまでに実施した実証事業のフォローアップ等により、課題・問題点の整理を行った上で、そのノウハウの普及・啓発を行い、観光産業の生産性向上や国際競争力の強化を図る。

第2節 観光の振興に寄与する人材の育成

「観光経営マネジメント教育に関する産学官連携実践ワーキンググループ」において検討を行った「観光経営マネジメント人材育成のためのカリキュラムモデル」の大学での実践や、社会人講座の開催等を通じて、観光経営マネジメント教育の普及を図る。また、「観光関係人材育成のための産学官連携検討会議」において、観光産業、大学双方のニーズが明らかとなった「産学連携による共同研究」の実施等に取り組み、産学官連携の更なる強化を進める。

第3章 国際観光の振興



第1節 外国人観光旅客の来訪の促進

▲訪日観光に関する海外市場向け
新キャッチフレーズ・ロゴ

1 我が国の観光魅力の重点的かつ効果的な発信

- (1) 平成22年を「ビジット・ジャパン・イヤー」と定め、民間企業等の協力による各種割引・特典の提供等を含めた集中キャンペーン期間を設定するとともに、訪日旅行者の拡大が期待できる新規市場であるインド、ロシア、マレーシアを新たに重点市場に追加し、全15市場で訪日旅行促進のためのプロモーションを行い、目標達成を図る。

さらに、平成22年以降の訪日外国人旅行者について、平成25年の1,500万人、将来的には3,000万人といった新たな目標を設定し、これに向けて、「訪日外国人3,000万人プログラム」を設定した。

特に、平成22年度からは「尽きることのない感動に出会える国、日本」という意味を込めた「Japan. Endless Discovery.」という新たなキャッチフレーズ・ロゴを導入するとともに、観光立国を推進する「日本の顔」としてふさわしいイメージリーダー、「観光立国ナビゲーター」として人気グループ「嵐」の皆さんにボランティアでご協力いただくこととなった。

- (2) (独)国際観光振興機構(JNTO)においては、海外事務所を通じ、最新の現地ニーズの把握・分析を行い、市場に即した効果的なプロモーションを展開しており、平成22年度事業では、ウェブサイトによる日本観光情報の発信、日本の認知度向上のための海外メディア取材への支援、海外の旅行業界の人材育成、海外の旅行会社に対する新規需要開拓のための先駆的なツアー造成販売支援等を強化していく。

- (3) コンテンツの海外情報発信力強化を目指し開催を行っている「JAPAN国際コンテンツフェスティバル(コ・フェスタ)」について、平成22年度においては、6月には上海万博の開催に合わせ、「コ・フェスタ in 上海」を開催するなど、海外でのイベントへの出展や連携などを行う。

また、近年世界的に若者の間で人気の高い日本のポップカルチャーを積極的に活用し、我が国に対するより一層の理解促進や信頼醸成を目指す。

- (4) 高品質な観光を求める海外ラグジュアリー層をターゲットとするビジネスモデルを構築するため、我が国の「ラグジュアリー・トラベル・マーケット」の整備を推進する。

2 国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進

国際会議のみならず MICE (Meeting, Incentive travel, Convention, Event / Exhibition) 全般の振興を図るべく、平成22年を「Japan MICE Year」として、我が国が MICE の開催適地であることを集中・積極的に海外に向けてアピールする。また、国内的にまだ浸透しているとは言い難い MICE の意義等についても広く周知していく。なお、人材育成、国内会議の国際化、MICE 施設のあり方調査など MICE 推進のための環境整備等についても取組を進めていく。



3 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入れの体制の確保等

▲「Japan MICE Year」
ロゴマーク及びキャッチフレーズ

- (1) 中国人観光客については、団体に加えて個人で訪日する際にも査証を発給しているが、平成22年7月からは個人で訪日する際の発給要件を緩和する(「一定の職業上の地位及び経済力を有する者」に対して発給、中国本土の全7公館で申請受付、取扱旅行会社を48社から290社に拡大)。また、予想される申請件数の増加に対応できるよう、大使館や総領事館における査証審査体制の整備に努めていく。

- (2) 概ね2,000人以上が乗船する外航大型客船について、入港前に船上で審査を行うことにより、到

着港における上陸審査待ち時間を解消する取組を強化するとともに、定期便が就航している年間入国者数が多い空海港において、出入国審査手続に関する補助等を行う「審査ブースコンシェルジュ」を効果的に配置し、待ち時間の更なる短縮を図る。

- (3) 通訳案内士制度の見直しについては、平成21年6月より「通訳案内士のあり方に関する検討会」を開催しており、平成22年6月をめどに結論を得る。

第2節 国際相互交流の促進

平成22年9月「第6回APEC観光大臣会合」を奈良県で開催することから、開催に向けて本格的な取組を行うことにしている。

その他、平成22年度は日本アセアンセンター、UNWTO（アジア太平洋センター含）等と協力し、観光プロモーション、持続可能な観光開発、観光分野の人材育成を実施する。

第4章 観光旅行の促進のための環境の整備

第1節 観光旅行の容易化及び円滑化

国を挙げて取り組むべき重点戦略分野として位置付けられている休暇取得の分散化について、「観光立国推進本部・休暇分散化ワーキングチーム」において、具体策について検討を進める。

また、地域において、企業の有給休暇取得促進と学校休業日の柔軟な設定により、大人と子どもが一緒に休む「家族の時間づくり」を目的とした「休暇取得・分散化促進実証事業（家族の時間づくりプロジェクト）」を実施する。

第2節 観光旅行の安全の確保

市町村長の避難判断を支援するほか、平成22年5月から、旅行者に対しても分かりやすいように市町村名を明示した気象警報・注意報の発表及び局地的に発生し急激に発達する激しい突風や雷による災害の防止・軽減に向けて「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」の提供を開始する。

第3節 新たな観光旅行の分野の開拓

「文化観光の促進」として、日本最大の国際短編映画祭「ショートショートフィルムフェスティバル2010」に観光部門を設立し、全国から寄せられた作品及び観光庁制作フィルム「青春マンダラー！」を映画祭内で上映し、観光振興促進のツールとして活用する。



▲観光庁制作フィルム
「青春マンダラー！」の一場面

また、「医療観光の推進」として官民が一体となり海外プロモーションを積極的に展開し、外国人患者等の渡航・受入環境整備、地域の特色を生かした医療観光ツアーの多様化・高付加価値等を総合的かつ戦略的に推進する。

さらに、「スポーツ観光の推進」としては、スポーツと観光の相互乗り入れを実現するスポーツ観光のより一層の普及・定着を図るため、普及啓発や各種取組支援、地元協議会への参画・助言等を関係省庁との連携により総合的に実施する。

第4節 観光地における環境及び良好な景観の保全

地域の特性を生かしつつ、循環資源の性質に応じて最適な規模の「地域循環圏」の形成を推進することとしており、観光分野における取組事例としては、例えば、ホテルの食品残さを堆肥化し、それで栽培した農作物をホテルのメニューに採用する取組等が挙げられる。

第5節 観光に関する統計の整備

宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査の調査対象の拡充、新たに訪日外国人の旅行消費に関する統計の整備を行うとともに、観光事業者等の売上や就業実態等の調査の実施に向け、調査方法等の検討を行う。